

令和2年舟形町議会
第4回定例会会議録

舟形町議会

令和2年舟形町議会第4回定例会会議録

招集年月日 令和2年12月3日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 12月8日 午前10時

応招議員(10名)

1番 叶内昌樹

6番 奥山謙三

2番 荒澤広光

7番 佐藤広幸

3番 伊藤欽一

8番 叶内富夫

4番 小国浩文

9番 斎藤好彦

5番 石山和春

10番 八 歙 太

不応招議員(なし)

令和2年12月8日（火曜日）

第4回舟形町議会定例会会議録

（第1日目）

令和2年舟形町議会第4回定例会第1日目

令和2年12月8日（火）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森富広	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤雅博
副町長	菅原正春	総務課財政係長	八畝幸仁
会計管理者	須貝孝子	デジタルファースト推進室長	沼澤一征
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	小野芳喜	教育長	伊藤幸一
まちづくり課長	曾根田健	教育課長	鍛冶紀邦
健康福祉課長	沼澤伸一	農業委員会会長	叶内栄一
住民税務課長	伊藤茂樹	代表監査委員	齊藤徹
地域整備課長	伊藤秀樹	監査委員事務局長	相馬昇

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬昇 主 事 伊藤優

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 本期受理の陳情

陳情第4号 共生の実現に向けた障がい者差別解消条例の制定についての陳情

陳情第5号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための

意見書の提出についての陳情

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

日程第6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時03分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから令和2年第4回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名をします。2番荒澤広光君、7番佐藤広幸君の両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

会期の発言は、奥山議会運営委員長よりお願いいたします。

6番 それでは私から、去る令和2年12月1日に開催された議会運営委員会において、第4回定例会の会期について協議しましたのでご報告いたします。

令和2年舟形町議会第4回定例会の会期は、本日12月8日から10日までの3日間とすることとしましたのでご報告いたします。

議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、奥山議会運営委員長報告のとおり、本日12月8日から10日までの3日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から10日までの3日間とすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告については、議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 本期受理の陳情

議長 日程第4 本期受理の陳情を議題といたします。

陳情第4号 共生の実現に向けた障がい者差別解消条例の制定についての陳情についてを議題といたします。

陳情第4号については、議会事務局長が朗読説明をいたします。

議会事務局長 それでは、議案書2ページをお開き願います。

本期受理の陳情、受理番号4、受付年月日、令和2年10月22日。件名、共生の実現に向けた障がい者差別解消条例の制定についての陳情。趣旨、別紙のとおり。陳情者、真室川町新町

127の5、新庄・最上広域身体障害者福祉協会連合会会長・松田英雄、舟形町舟形352の10、舟形町身体障害者福祉協会会長・沼澤一義。

次のページをお開き願います。

<別紙>

<件名>

共生の実現に向けた障がい者差別解消条例の制定についての陳情。

〈趣旨〉

貴職におかれましては、日頃より障がい者の福祉向上にご尽力賜り、心より感謝申し上げます。

さて、国では平成26年に国連障害者権利条例が批准し、平成28年4月1日からは障がい者差別解消法が施行しました。また、山形県においては、「山形県障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例」が制定され、同年4月から施行されました。これまで県内13市町でも条例が制定され現在に至っております。

障害者差別解消法により、行政や民間事業所においては障がいを理由とする差別の禁止や社会的障壁を除去するための合理的配慮などの取り組みが求められています。また、山形県では、条例制定、施行により、すべての県民が一体となって差別の解消を推進し、障がいのある人もない人も共に生きる「共生社会」の実現に向けた施策を推進することとされています。

当協会においては、これまでも、障がい者が安心して安全に暮らせる共生の町づくりを進めるため、貴当局のご協力、支援をいただきながら、各事業を通し障がい者の社会参加や啓発に取り組んでまいりました。

しかし、社会生活を営む上で、私たちが暮らす地域においても、公共・民間施設、公共機関、就労など各種施設・分野においてバリアフリー化への遅れや、障がい者に対する理解不足からくる多くの社会的障壁が存在しています。

舟形町において、私たち障がい者が地域住民と協力し、支えあいながら安心して安全に暮らせる共生の町づくりを進めるため、障がい者団体や行政、民間団体等が連携して共生社会の実現に向けて取り組めるよう障がい者差別解消を推進するための条例を制定いただきますよう陳情いたします。

以上でございます。

議長 次に、陳情第5号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についての陳情を議題といたします。

陳情第5号についても議会事務局長が朗読をいたします。

議会事務局長 それでは、議案書4ページをお開き願います。

本期受理の陳情、受理番号5番、受付年月日、令和2年11月20日。件名、安全・安心の医療

・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についての陳情。趣旨、別紙のとおり。陳情者、山形県山形市青田南6番28号、山形県医療労働組合連合会執行委員長・渡辺勇仁。

次のページをお開きください。

<別紙>

<件名>

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についての陳情。

<趣旨>

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を及ぼしました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

以上の趣旨から、国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記事項について国に意見書を提出するよう陳情します。

1. 今後も発生が予想される新たな感染症対策などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。
2. 公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の実情を踏まえた医療体制の充実を図ること。
3. 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。
4. 保健所の増設・保健師の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。
5. 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上でございます。

議長 陳情第4号及び陳情第5号の審査については、会議規則第94条の規定により、総務文教常任委員会に付託をいたします。

暫時休憩をいたします。

午前10時13分 休憩

午前10時13分 再開

議長 会議を再開いたします。

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第5 町長挨拶並びに行政報告を受けます。

町長 おはようございます。

本日は、令和2年第4回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には時節柄何かとお忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

12月5日土曜日は、ほほえみ保育園の発表会でありました。ほほ笑ましい歌や踊りを通して子供たちの成長が目に見えて分かるので、毎年楽しみにしておりましたが、今年は新型コロナウイルス感染症予防対策の3密を避けるため、出席を自粛しました。

6日には酒田市の病院で県内初の院内クラスターが発生し、入院患者ら12人が感染するなど県内感染最多の15人が感染し、県全体の感染者数は6日現在で173人となりました。イギリスではワクチン接種が始まるとの報道もあり、少しは終息に向けて明るい兆しが見えてきたように思います。しかしながら、隣の最上町で2人が感染するなど、対岸の火事などと安閑とされている状況ではありません。町民が新型コロナウイルス感染症に感染しないよう、さらなる感染予防対策と啓発に努めてまいります。

ここで、定例会に提案しています案件に先立ちまして、9月定例町議会以降の主な行事について行政報告を申し上げます。

(1) がんばれ舟形特産品応援事業「焼き鮎ドライブスルー」について

9月5日土曜日及び6日、日曜日、がんばれ舟形特産品応援事業「焼き鮎ドライブスルー」をアユパーク舟形で開催いたしました。これは、今年度中止とした若鮎まつりで販売予定であった鮎の販売方法の一つとして、また併せて来年度の若鮎まつりを町内外に広くPRするため実施したものであります。

当日は、人が密とならないようドライブスルー形式及び地区公民館等への配達販売を行い、両日合わせて3,033尾の焼き鮎を延べ300名の方からご購入いただき、来場者からは「舟形の鮎を食べることを楽しみにしていた。混雑せずには買えるこのような取組はとてもよいので、来年も実施してほしい」との声を頂戴するなど好評でありました。

なお、若鮎まつりのために育てられた鮎約2万尾について、焼き鮎ドライブスルーでの販売や町内福祉施設への提供のほか、若鮎まつり協賛事業所やリングロー株式会社をはじめとし

た企業、また町議会議員、山形県議会議員や山形県職員など多くの方々からご購入いただき、11月末までに完売することができました。この場をお借りして重ねて厚く御礼申し上げます。

(2) ほほえみ保育園、舟形小学校第8回運動会について

9月12日土曜日、ほほえみ保育園運動会が行われました。今年は、感染症予防の観点から来賓や観覧者を制限し、また密にならないように家族ごとに区画した升席での観覧や、徒競走ではスタートとゴールの位置を工夫して、観覧者が動き回らなくてもよいように配慮しておりました。声援を控えた中での運動会でしたが、園児たちは元気いっぱい動き回り、保護者にも笑顔があふれておりました。

また、10月18日、日曜日には、例年5月に実施していた舟形小学校の運動会が時期をずらしで開催されました。コロナ対策として、低学年、中学年、高学年ごとに競技をまとめ、観覧者がその都度入れ替わる方式で実施したほか、応援合戦も新しい生活様式を意識した工夫を凝らした内容でありました。大きな拍手の中、全ての児童が力を出し切った、すがすがしい運動会となりました。

(3) 米寿、白寿、百寿賀詞伝達について

10月6日火曜日に、数え88歳の米寿を迎えられた方57名の自宅を訪問し、舟形町からの賀詞の伝達を行いました。また、10月12日月曜日には、内閣総理大臣から満100歳の百寿の対象となられた方1名と山形県知事から数え99歳の白寿の対象となられた方4名の方々を訪問し、賀詞の伝達を行いました。

今年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、町の敬老祝賀式は中止とし、対象となる数え77歳の喜寿の方々には自宅に賀詞をお届けし、金婚夫婦の方々には賀詞のお届けと記念写真の撮影に限って実施したところであります。

改めて、大正または昭和の時代から多年にわたり社会に尽くしてこられた方々の長寿を敬い、またそのご労苦に対して感謝の意を表し、いつまでも健康長寿であられますことをご祈念申し上げます。

(4) 第1回縄文の女神ペーパークラフトデザインコンテスト表彰式について

10月20日火曜日、第1回縄文の女神ペーパークラフトデザインコンテストの表彰式を中央公民館で開催しました。これは、国宝土偶「縄文の女神」のペーパークラフトの作製やデザインを通して縄文文化への興味、関心を深め、郷土愛の醸成につなげようと、舟形町、最上町、大蔵村で組織する最上南部縄文文化発信推進会議と連携して実施した事業で、3町村から97作品の応募があり、小学生部門、中学生部門、一般部門の各賞を表彰いたしました。

自由な発想で装飾された縄文の女神はどれも個性的ですばらしく、そのアイデアに感心いたしました。今後も、縄文文化への誇りと自信、郷土愛を育んでいくため、様々な取組を行ってまいります。

(5) 舟形町自治功労表彰式について

町内において公共の福祉増進に尽くした功績が極めて顕著で、他の模範として認められる方々を表彰する舟形町自治功労表彰式を11月2日月曜日、中央公民館を会場に開催いたしました。今年度は、町内会長、統計調査員、民生児童委員、保護司、消防団員や多額の寄附行為として表彰7名、また選挙管理委員、教育長、農業委員、町内会長や統計調査員として感謝状9名の功績をたたえました。

(6) 農業関係団体との農政懇談会の開催について

11月16日月曜日、舟形町認定農業者協議会と町長及び農業関係団体との農政懇談会が開催されました。認定農業者協議会は町内の認定農業者で構成されており、懇談会には私のほか叶内農業委員会会長、奥山もがみ中央農協南部営農センター長が来賓として招かれ、参加された認定農業者20人とこれからの舟形町の農業情勢について意見交換を行わせていただきました。これらの貴重なご意見は、事前に提出された要望書と併せて、町農業行政の発展のための参考とさせていただきたいと思えます。

また、懇談会に先立って、農林水産省東北農政局山形県拠点地方参事官室の熊井総括農政業務管理官より令和3年度農林水産省の予算概要について、山形県農林水産部農業技術環境課の浅野目作物技術専門員より山形県におけるスマート農業の取組についてご講演をいただき、国の動向及びスマート農業の最新情報が提供され、有意義な懇談会となりました。

(7) 令和2年度町内会長会議について

11月5日木曜日、中央公民館において町内会長会議が開催されました。この会議は、地域の代表である町内会長と町が地域及び行政の情報共有や意見交換等を行うことで、よりよい町政と自治活動につなげていくことを目的に開催しております。例年4月と11月の年2回開催してはりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で4月の第1回会議は書面での開催となりました。

今回の会議では、これからの降雪期に向け、町の雪対策関連事業の説明を行い、自助・共助・公助の精神に基づき、降雪期における安定した生活環境を維持するため、町内会長の皆さんと情報の共有を行いました。

(8) 令和2年度大石田畑線道路改良促進期成同盟会要望会について

11月20日金曜日、主要地方道大石田畑線道路改良促進期成同盟会は、最上総合支庁長及び北村山地域振興局長へ要望書を提出いたしました。

本会は、舟形町、新庄市、大石田町、大蔵村の4市町村で構成され、主要地方道大石田畑線の整備促進を図ることを目的としており、舟形町では実栗屋から大石田に抜ける菰土峠の道路改良、瀬脇本堀間の道路改良を要望し、併せて7月豪雨により被災し通行止めとなっている大石田町大浦地内の早期復旧を要望いたしました。

(9) 舟形町小中PTA教育懇談会について

11月24日火曜日、舟形小学校、舟形中学校、ほほえみ保育園の役員代表の皆さんとの舟形町教育懇談会が行われました。小中学校のPTA会長、保育園保護者会長からは、今年度の活動状況や教育課題、連携状況についての報告があり、また協議ではスポ少活動や、コロナ禍での生活・学習面での不安点など幾つもの疑問、要望が出され、活発に意見を交わしました。

以上9件について行政報告を申し上げます。

さて、本定例会に提案します案件は、一般会計及び特別会計補正予算について4件、条例の設定及び制定について3件、規約の変更について1件、以上8件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。

なお、9月定例町議会以降の主要事業につきましては、次に記載のとおりですので、説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

日程第6 一般質問

議長 日程第6 一般質問をお受けいたします。順次発言を許可します。2番荒澤広光議員。

2番 おはようございます。

まずは、本年度秋の褒賞で当町消防団長であります加藤嘉久さんが藍綬褒章を受章されました。誠におめでとうございます。今後も私たち住民のためにご活躍をお願い申し上げます。

それでは、通告書に従い2点の一般質問を行います。

まず1点目は消防団安全対策について、2つ目は増加する鳥獣被害の対策についてと題して行います。

最初に、消防団安全対策について、舟形町消防団は7分団22部体制で活動し、各地区での予防活動のほか、消防安全祈願出初め式、規律訓練、防火キャラバン、春季消防演習、ポンプ操法大会、総合防災訓練、ポンプ性能検査等の年間行事、火災、災害時には出動して町民の安全、財産の確保のために日々活動をしていただいていることに改めて感謝を申し上げます。

一方、消防団員数は、平成24年度は424人、令和元年度は396人と年々減少し、団員の負担は増加しているものと思います。町で所有している消防ポンプ積載車も団員への負担が少ない車両に更新を行っているものと認識しております。消防ポンプ積載車は、従来一般的だったマニュアル車から最近ではオートマチック車の導入が進んでいるようです。

最上郡内高校生、大学生の普通自動車免許取得の内訳で、オートマチック車限定免許が令和元年度実績で52.8%と半数以上を占有しております。

当町消防団のポンプ積載車は、マニュアル車もまだまだ現役です。消防団員、車両の安全確

保のため、次の対策が必要だと思います。

①新規に消防団に入団する際は、運転免許証を提示していただき、団員の運転免許を町として把握する。

②消防団員のオートマチック車限定免許所持者の現状調査。

③オートマチック車限定免許者に対しては町で補助を与えて限定解除免許を取得していただき、全団員が消防車両を運転できる環境に整える。

④ふだん消防団員は自家用車等を運転して職場への通勤、自営等を行っており、ポンプ積載車のような重い車に乗り慣れていない団員も多くいると思います。安全対策として、自動車教習所にお願ひし、各分団、部ごとに緊急車両に関する学科、実技教習を定期的に行う必要があると思います。

以上のような改善対策を行って、安全で活動しやすい環境が必要だと思いますが、町の考えをお伺ひいたします。

次に、増加する鳥獣被害の対策について質問いたします。

今年は、全国的に熊による農作物の被害、人的被害、イノシシによる被害のニュースを目にします。数年前までは対岸の火事のような出来事でしたが、本町では幸い人的被害は発生していないものの、年々、熊、イノシシ、ニホンジカを目撃、被害状況が増加しております。

有害鳥獣が増加している要因は、耕作放棄地の拡大、農作物の残渣処理等人的な要因もあると言われております。特にイノシシに関しては、春先からの水田畦畔の掘り起こし、出穂後の水稲の倒伏被害、ソバ転作田での倒伏被害が年々増加しております。特に稲に関しては、被害に遭った田んぼの米は別管理するように指導があり、大きな損害になり、農家の生産意欲をなくしてしまいます。

これらの対策として、農家個人で光や音の出るもので威嚇し対策はしているものの、恒久的な対策にはなっておりません。現在も農家と役場担当課で情報を密にした対策を行っていますが、農家個人、行政任せでは非常に難しく、農家、地域、行政と連携して取り組まなければならない問題だと認識しております。

対策案として、①「広報ふながた」10月号にも記載されていましたが、農家、地域住民へ研修会の開催による意識改革が必要では。

②イノシシ被害、捕獲実績のある他の自治体の情報を入手し、本町でも水平展開が可能か調査を行う。

③熊、イノシシの発見情報があると都度防災無線で全町に注意喚起の放送が行われていて、ありがたいと思います。さらに注意喚起の目的で、熊、イノシシの発見された場所を旧学区ごとにマップ化し、町民の皆さんに広報紙等で情報を提供すれば安全につながるのでは。

以上のような様々な対策案はあると思いますが、今後も農作物への被害が急速に拡大するも

のと考えられますが、町としての対策方法をお伺いいたします。以上です。

町長 それでは、2番荒澤広光議員の消防団安全対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、町の小型ポンプ積載車の配備状況を申し上げますと、22台を配備しており、マニュアル車が10台、オートマ車が12台となります。ただし、消防庁より借受けしている車両については準中型免許が必要となっております。

次に、1点目の新入団員の免許証の把握につきましては、現在も把握しておりますが、今後とも入団の際、把握に努めてまいります。

2点目の消防団員の運転免許証の種別の状況ですが、全団員366名中、オートマ限定普通免許の団員は、男性団員1名、女性団員1名の計2名であります。

3点目の補助金を交付してのオートマ限定解除免許証の取得につきましては、小型ポンプ積載車の運転が想定されるのが男性団員1名ですが、該当団員が属する部の車種がオートマでするので、現在のところ運転には支障がないと考えております。今後、必要な状況になれば、消防団と相談し、補助を検討してまいりたいと考えております。

4点目につきましては、令和2年度当初、消防団で実技教習等を行う予定で自動車教習所との打合せを終えておりましたが、米沢市の教習所で新型コロナウイルス感染症の感染が確認されましたので、中止したと伺っております。来年度以降も実施する方向と聞いておりますので、引き続き積載車を安全に運転できるよう努めてまいりたいと思います。

次に、増加する鳥獣被害の対策についてのご質問にお答えいたします。

本町における有害鳥獣による農作物等の被害状況につきましては、近年については熊によるものは主として野菜や水稲等の食害で、昨年度までは5件程度でしたが、今年度は既に11件に上っています。また、イノシシによる被害については、主として芋類や水稲等の食害、各種作物の倒伏と品質低下となっており、田や畑の掘り起こしによる農地等の損壊も数多くあります。被害件数は、昨年度までは10件程度でありましたが、今年度は11月末時点で55件と大幅に増加しております。ニホンジカについては、今年度3件の目撃情報が寄せられておりますが、幸いにもこれまでは被害がほとんどない状況であります。

これら有害鳥獣の対策として、本町においては平成29年度に舟形町鳥獣被害防止対策協議会と舟形町鳥獣被害対策実施隊を新設し、被害の防止及び軽減のための体制整備を図ったところであります。併せて、最上管内市町村の中では最も早く国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業に取り組み、実施隊の捕獲活動のためのわなの購入、捕獲及び追い払い技術向上を目的とした講習会を開催してまいりました。さらに、実施隊の担い手確保のために、狩猟免許の新規取得に対する町独自の支援制度を昨年度に創設したところであります。

本年11月末時点における捕獲実績については、熊が9頭、イノシシが4頭、ニホンジカが1頭であり、前年同時期と比較し捕獲頭数が伸びているものの、被害はこれまでを上回る件数

となっており、県、町、猟友会及び農業者団体で組織する町対策協議会と実施隊だけの捕獲及び追い払い活動には限界があり、地域住民の参加による対策が必要と認識し、「広報ふながた」10月号において被害の現状と地域ぐるみの対策を町民に呼びかけたところであります。

質問の中で議員よりご提案いただきました対策案についてですが、初めに、農家、地域住民向けの研修会開催による意識改革についてであります。農林水産省の農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーを講師として迎え、12月5日にイノシシ被害防除研修会を開催したところです。「広報ふながた」お知らせ版11月13日号にて周知し、広く参加者を募ったところ31名の参加申込みをいただき、そのうち10名については実施隊員以外の個人の申込みをいただいたところであり、一般住民の関心の高さがうかがえます。

町対策協議会としては、鳥獣被害に対する町民の意識改革のため、情報提供や研修会の開催など継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、イノシシ被害、捕獲実績のある他の自治体の情報を入手し、模範的な事例や優れた対策を本町でも展開するというご提案ですが、まさに町としても早急に取り組むべきことであると捉えており、その方法についてこれまで模索してきたところであります。

さきに述べました研修会の講師である国のアドバイザーは、もともと富山県朝日町役場の職員として鳥獣対策業務に従事し、自身も狩猟免許を取得して捕獲活動に取り組まれてきた方です。現在は岩手県釜石市役所に入庁しながらも、国のアドバイザーとして全国各地で「行政と地域協働による被害対策」をテーマにした研修会の講師を務めている方であり、鳥獣被害対策に精通されております。このたび開催した研修会において全国の有効な対策事例を紹介していただいたところであり、研修会で得たノウハウを今後町として町民に対し情報提供していくとともに、取組を進めてまいりたいと考えております。

3つ目として、熊、イノシシの目撃情報のマップを作成し見える化して、町民に対し広報等で情報提供するご提案についてですが、町としては平成29年度からマップ化に取り組んでまいりました。ただし、この取組は捕獲対策を効果的に進めることを目的として始めたものであり、その用途は、町対策協議会において出没場所及び件数の把握を行った上で捕獲対策を検討するためでありました。議員よりご提案いただきましたとおり、これら情報を広報等で広く周知し、町民の安全確保につなげてまいりたいと考えております。

これらのほか、町が行うべき対策の方向としましては、農作物残渣や放任果樹の除去による生息環境管理、侵入防止柵や刈払いによる被害防除対策、有害捕獲の3つの取組を推進していきたいと考えております。このうち生息環境管理及び被害防除対策については、地域ぐるみで取り組むことが効果的であるため、町としては、普及、後押しできる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

今後も引き続き国及び県から情報を提供いただくとともに、積極的に国庫補助事業等の支援

制度を活用しながら、地域ぐるみでの対策活動の推進を図ってまいりたいと考えております。

2番 今ほどの答弁の中で少し確認をさせていただきたいと思います。

まず最初に、消防団関係についてですけれども、今現在オートマ車限定免許者の方は男性で1名ということで、まずは安心したところ です。これに関しましては以前から町で把握していた数字なのかどうなのか教えていただきたい と思います。

町長 その点について、住民税務課長より答弁させていただきたい と思います。

住民税務課長 この数字につきましては、今年度調査を実施し、確認した調査数になります。

2番 対応ありがとうございました。

次に、消防団員の団員数に関して質問をさせていただきます。

消防団の団員は、昨年度396名から今年度366名という答弁があったと思う んですけれども、30名の減少ということで大変大きな数字かなと思っ ています。これに関しましては、特段何か要因があるのかどうか、把握 していればお聞きしたい と思います。

議長 その点についても住民税務課長より説明を申し上げたいと思 います。

住民税務課長 退団の理由につきましては、個別には把握してござい ません。ただ、前の加藤団 長は「団を若返らせる」という形でおっしゃって、前の加藤団長が辞めら れた理由につきましては確認して ございます。それ以外の方たちにつ きましては確認して ございません。

2番 30名というのはかなり多いという認識を私は持っております。若 返りも当然確かにいいこと だとは思いますが、今後もこのよ うな減少の仕方が続くと消防団 そのものが活動し切れないとい う心配も出てくるかと思 いますけれども、その辺の退団、 辞めるという方の歯止めを、少 しても抑えるためにも消防団員 に関しての報酬を少し上げれば という考えもあるかと思 いますけれども、その辺の考え について質問をいたします。

町長 その点についても住民税務課長より説明を申し上げます。

住民税務課長 消防団員の報酬につきましては、おおむね町の報酬 については管内と同一、同じ ような金額になってございま す。現在、いろいろな報酬の引 上げ等いろいろな問題になっ ていますので、今後の課題とな っていると思っておりますが、 単純に報酬を引き上げただけ には、例えば体調を悪くして 辞められる方もいますし、仕 事の関係上辞められる方も ございます。また、近年、転 出される方も多くなってい ますので、一概に引き上げた としても退団数はそんなに 極端に歯止めがかかるもの とはちょっと理解して ござい ません。

2番 確かに報酬を上げただけでは歯止めが利かないというところ もあるかと思 いますけれども、その辺の消防 団員数の減少の対策につ きましても、ぜひ消防団の 幹部の皆さんと少し話を 詰めて、それぞれの団員の 負担にならないような方 策を今後お願いしたいと思 います。

次に、オートマチック免許者の限定解除の件ですけれども、今現在 対象者が1名しかいない との答弁でしたけれども、今 後入団してくる団員もおる かと思います。参考までに、 限定免

許を解除するに当たっては、実技講習で3時限、検定で1時限、トータルでお金が1人約7万5,000円ほどかかるようですので、その辺は事前に町の消防団と決め事を作っておく必要があると思いますけれども、その辺の確認をお願いしたいと思います。

町長 その件については、先ほど答弁で申し上げましたとおり、現在のオートマチック車限定の方が所属している部についてはオートマチック車であるということであります。議員おっしゃられるとおり、マニュアル車しかない、配備されているところの新規団員については、今後消防団とどのような形で対応していくかということを検討しながら、また消防自動車の配備計画ともならみ合わせながら対応していきたいと思います。

2番 ぜひよろしくをお願いしたいと思います。

次に、自動車の技能講習に関してですけれども、今年度当初計画していたという答弁でしたけれども、ぜひ来年度も具体的な計画を立てて、コロナの感染状況で左右されるかと思えますけれども、ぜひ計画を立てて、安全な活動をお願いしたいと思えますけれども、その辺の内容も少し確認をお願いします。

町長 先ほど答弁申し上げましたとおり、来年度もそのような方向で消防団としては計画しているようでございますので、それらを町としてもバックアップしていきたいと思っております。

2番 講習会についてはよろしくをお願いしたいと思います。

次に、もう一つの安全対策ということで、町内の中に数か所、自然水利を利用した防火水槽があるかと思いますが、それはどなたがどこで管理するのか、1点お聞きしたいと思えます。

町長 その防火水槽を管理しているのは、そこを所属する部であると思っております。

2番 数か所、私もその防火水槽を確認してきましたけれども、少し手を加えるといいですか、お金をかけないと、周囲の例えば柵とかその辺もかなりお金のかかるような防火水槽もまだ現在ありますので、その辺の手当てについても町でバックアップできる体制があるのかどうかお聞きいたします。

町長 今年、木友地内で山林火災がありましたけれども、それらの消火活動で消火栓しかなかったということも踏まえまして、町では消防委員会にも通しながら防火水槽の整備というものを進めていきたいと思っております。また、やはり自然水利による防火水槽というものについては、かなり老朽化しているものと認識しております。そういったものを改めて整備をしていくという考え方を持っております。令和3年度の国の予算の中でも国土強靱化防災減災対策ということの中で防火水槽の整備ということがうたわれているようでございますので、それらの事業を利用しまして整備に努めてまいりたいと思っております。

2番 ぜひ、防火水槽に関しましては、消防団の安全対策でなく、一般住民あるいは子供たちの危険な場所にもなっているようですので、ぜひよろしくをお願いしたいと思えます。

次に、鳥獣被害の対策について少しお聞きします。

鳥獣被害防止計画では、イノシシの被害が平成30年度で0.38ヘクタール、被害額は水稻で7万2,000円、昨年度の10件程度から今年度の被害件数は55件と大幅に増加しているようですが、今年度の被害面積、被害金額についてお聞きいたします。

町長 その件の数字につきましては農業振興課長より答弁させていただきます。

農業振興課長 ただいまのご質問ですが、面積と金額についてはただいま集計中でありまして、まだ集計が終わっていない状況でございます。

2番 じゃ後で被害の面積、金額を聞きたいと思います。

次に、これも平成30年度の実績を基にした令和4年度までの被害面積、被害の軽減目標、被害頭数の目標値が設定されていますが、令和4年度までの目標値、大変厳しい目標値ではないかなと思いますけれども、今現在の見込み、または見直しの必要はあるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

町長 その点についても農業振興課長より答弁させていただきたいと思います。

農業振興課長 ただいまのご指摘のとおり、被害の軽減の目標につきましては非常に厳しい状況になってございます。この計画自体、急激な増加に対応するために見直しが必要と考えてございます。中でも、対象鳥獣の捕獲の関係もございまして、ニホンジカの部分についてこれまで被害がなかったものですから、含まれてございません。こちらを含めるとともに計画の内容を見直したいと考えてございます。

2番 ぜひ目標に手の届くような目標値の見直しをよろしくお願ひしたいと思います。

あともう1点、私の勉強不足ですが、猟友会は今現在何名ほどいるのかと、猟友会と答弁書の中に出てきました実施隊の違いを教えてくださいたいと思います。

農業振興課長 猟友会の会員数でございますが、現在20名となっております。被害対策実施隊も同じく20名ということになってございます。人数が異なる場合がありますのは、活動が狩猟に限られるという方もございまして、有害鳥獣駆除には参加できないという方もございまして、有害鳥獣駆除に参加するためには狩猟経験が3年間必要でございまして、そういった方がいらっしゃる場合は人数が異なってまいります。

2番 分かりました。

あと、これも答弁書の中で実施隊の担い手確保のための狩猟免許新規取得者ということで、町の支援制度で今年度当初10万円が予算化されていたと思いますけれども、これの進捗状況あるいは実績をお聞きしたいと思います。

農業振興課長 今年度の実施状況でございますが、わな取得のための申請が2件ございまして、そちらの申請受け付け、交付を決めているところでございます。

2番 あともう一つですが、これも今年度の予算で有害鳥獣軽減モデル事業補助金ということで、電気柵、ワイヤーメッシュ柵の補助の目的で14万円予算化されていたと思ひますけ

れども、これも併せて進捗状況、または成果がどうだったのかお聞きしたいと思います。

農業振興課長 ただいまの事業の進捗状況でございますが、2件の申請がございまして、1件は堀内の大畑地区において電気柵200メートル分を設置してございます。もう1件が堀内の後山地区において電気柵360メートル分を購入したんですが、今年度設置までには至らず、時期的に間に合わなかったものですから、来年度から設置という形になってございます。

2番 それでは引き続き対策を行うという認識でよろしいでしょうか。答弁は要りません。

あともう1点ですけれども、これも予算書の中で鳥獣被害対策実施隊員報酬あるいは有害鳥獣駆除委託料の項目が予算化されていますけれども、これらのライフル、散弾銃の実弾の費用もかなりお金が発生しているものと思っております。これは個人の負担なのかどうなのかお聞きしたいと思います。

農業振興課長 ただいまの実弾、実包と申しますが、こちらの使用については、活動の中で技能講習会を開催しておりますが、そちらについては先ほどの交付金から全額支払われております。そのほか、捕獲されたときに、わなにかかった鳥獣にとどめを刺すというか、止め刺しという言葉を使うんですが、そちらをするときは隊員のそれぞれの負担となっております。そちらについては散弾銃のスラッグ弾とライフルのライフル弾、それぞれ個人持ちの状態となっております。

2番 これに関しましても、私も先日の4日の追い払い花火の講習会に参加して、私も修了証を頂いてきたんですけれども、花火に関しましても種類がいろいろあったようですけれども、1発200円とか300円とか、箱単位で購入すると2万円3万円という大きな金額になっているようでした。これに関しましても、花火あるいは弾に関しましても、例えば来年度の予算の中で少し手当てをして、猟友会あるいは実施隊の負担軽減になるような方策はないものか質問をしたいと思います。

農業振興課長 現在のところその費用を支援するような制度はございません。これから実施隊でどのようなことに負担が大きくて、どのような支援が必要なのかを調査しまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

2番 猟友会、実施隊の皆さんには今後も追い払いあるいは捕獲等で難儀をかけると思いますけれども、幾らかでも実施隊あるいは猟友会の皆さん個人の負担が軽減できるような来年度の予算をお願いしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長 以上をもって、荒澤広光議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、6番奥山謙三君。

6番 皆さん、おはようございます。

通告書に従い一般質問を行いたいと思います。

質問の主題としましては、(1)住民主体の地域づくりの進捗状況は、そして(2)舟形町

におけるSDGsへの取組はと題して伺います。

最初に、住民主体の地域づくりの進捗状況は。

このことについては、令和2年3月定例会で一般質問を行いました。新型コロナウイルス感染症の発症により今年度の事業展開は計画どおり進まなかったように思います。そのような中でも堀内地区をモデル地区として地域運営組織を構築できたことは一歩進んだように思います。

前回の一般質問では町長答弁に「地域づくりに終わりはない」とありました。私も同感です。ただ、新型コロナウイルス感染症により、これまで培ってきた共助の心が萎えてしまうのが心配です。住民主体の地域づくりを進めるためには町による側面からの協力と支援は必要と思います。

質問①今回モデル事業として活動を始めた堀内地区の組織、事業内容等について。

②未組織の3学区についての進捗状況と今後の進め方について。

③新型コロナウイルス感染症が終息していない中で、町で進める町内会活動の指針等があればお聞かせください。

以上、質問します。

次に、舟形町におけるSDGsへの取組は。

国連加盟国が2030年までに目標達成を目指す持続可能な開発目標SDGsが注目されています。17の目標、ゴールがあり、そのゴールは地域課題にも当てはまるものが多く、SDGsと地域創生の目指す方向は同じ項目が多くあります。SDGsを活用して地域創生のための方策を考えていくことも大切と思います。

質問①町におけるSDGsを活用しての施策の取組について。

次に、②SDGsの理解の裾野をどのようにして広げていくのか。

以上について質問します。

町長 それでは、6番奥山謙三議員の住民主体の地域づくりの進捗状況はについてのご質問にお答えします。

今年度については、地域運営組織の検討並びに構築について、旧小学校区ごとに展開し、本事業期間が終了した後も地域間の連携による住民主体の地域づくりの推進につなげてまいりたいと計画しておりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、密閉、密集、密接の3密対策や新しい生活様式への転換など、新型コロナウイルス感染症対策が町をはじめ住民においても最優先の課題であることから、本年度予定していた事業の進捗は思わしくありませんが、そのような中でもモデル地区として堀内地区において地域運営組織が設立された状況であります。

さて、ご質問の1番目、モデル事業として活動を始めた堀内地区の組織、事業内容等につい

てですが、堀内地区は多くの団体が存在し、地区伝統行事である堀内盆踊りを中心に堀内地区伝承文化保存会が構成され、ほとんどの団体が構成員となっております。

そのような状況から、地域づくりの中心的存在である地区連合町内会長会と他団体からの協力により、今年8月に「堀内元気安心ふれあい協議会（通称はまぐりの貝）」が設立されました。規約や役員名簿、組織図が作成されており、組織の構成は、堀内地区連合町内会による町内会長班、堀内消防分団会と民生児童委員による安心・安全班、子供会、長寿会、踊り泉会による交流・健康班、盆踊り大会実行委員会、田植え踊り保存会、盆踊り保存会、子供田植え踊り保存会、洲崎ぱぱクラブ会、神輿祭好会による堀内盆踊り・田植え踊り班の4つの班から構成されております。

本年度の事業内容は、ウォーキング交流会、堀内盆踊り花火大会、先進地視察、除雪有償ボランティアが計画されております。

続いて、2番目の未組織の3学区についての進捗状況と今後の進め方についてですが、未組織の3学区においては、今年度、先進地視察研修をはじめ地域運営組織構築の検討を行っていく予定でしたが、3つの密を避けなければならない状況や新しい生活様式への取組が求められる中、各地区連合町内会の意向もあり、活動には取り組めていない状況です。

このようなことから、3学区においては、今後の状況を判断しながらとはなりますが、各地区の現状や特性を踏まえながら来年度以降も視野に入れて取り組んでまいりたいと考えております。

3番目の新型コロナウイルスが終息していない中で、町で進める町内会活動の指針等についてですが、町内会活動については、各町内会がその代表である町内会長及び役員等を中心にそれぞれの町内会の実情に応じて必要な活動を展開し、地域課題の解決やコミュニティーの維持、継続を図っていくものであります。

しかしながら、今年においては新型コロナウイルス感染症により、これまで取り組んできた活動の中止や延期、縮小を余儀なくされる状況にある中で、奥山議員がお考えのように共助の心が萎えてしまうのではないかという心配もございますが、新たな生活様式に対応した町内会活動の展開により共助の心を維持していけると考えております。

現時点において、会合、イベント行事については町内会の判断において開催の有無を決定することとなっておりますが、町内会ビジョン及び地区ビジョンに掲げた課題や目標への取組をはじめ、自助、共助の意識を今後も継続していただけるよう町内会や地区からのご相談にサポートできるよう対応してまいります。

最後に、「地域づくりに終わりはない」という考えは終始一貫しております。地域運営組織の検討と構築は、「町民一人一人が町の将来を考える、にぎやかな過疎」を目指す過程における一つの手段であります。地域運営組織の構築により地域づくりが完成したということでは

なく、前にも述べたように、各地区の実情に応じた取組を心がけ、構築の必要性や時期なども含め、各地区連合町内会を中心とした方々と来年度以降も引き続き取り組んでまいります。

次に、舟形町におけるSDGsへの取組についての質問にお答えします。

1番目の町におけるSDGsを活用しての施策取組についてですが、SDGs（持続可能な開発目標）のゴールである17の目標については、奥山議員のご質問にもあるように、地方創生の目指す方向に関連した項目があります。町においては、総合発展計画の策定会議において総合発展計画とSDGsを関連づけることが必要とのご意見をいただいたことから、総合発展計画の6本の柱と1つの基盤である基本目標の施策の大綱がSDGsの17の目標に関連していることを表示しております。これは、各施策事業の取組がSDGsの目標達成に貢献していることを意味しているものであります。

2番目のSDGsの理解の裾野をどのようにして広げていくのかについてですが、SDGsについては、町総合発展計画への掲載のほか、テレビ、新聞等のメディアによっても取り上げられておりますが、その認識や理解についてはまだ十分ではないと感じており、併せて町の今後10年の指針である町総合発展計画の推進が世界共通のSDGsの目標の達成に貢献していくことを広く知っていただくために、情報を発信する必要があると感じます。

町が取り組み、また今後取組もうとしている事業は、言わずもがな、町総合発展計画に即したものであるため、今後は町広報紙やSNSを活用し、SDGsの17の目標と町の取組の関連性を掲載し、併せてSDGsの情報発信を行ってまいりたいと考えております。

6番 それでは最初に、堀内地区運営組織についてもう少し中身詳しくお聞きしたいと思います。

組織的な内容、構成は分かりましたが、人的な配置と申しますか、会長がいて、副会長がいて、各班長がいるというようなところで、全体で会長、副会長、班長を含めると役員としては何人ぐらいいるのか、併せて堀内地区につきましては堀内洲崎をはじめとして町内会が多々あるかと思いますが、この町内会との関わり、もう少し詳しくお聞かせください。

町長 その件については、まちづくり課長より答弁させていただきたいと思います。

まちづくり課長 それでは、堀内地区の地域運営組織元気安心ふれあい協議会の役員の数については、人数については22名の方が役員になっております。その中で互選で運営組織の会長になられているのが、堀内地区連合町内会長でもあります矢作会長がこの協議会の会長になっております。

町内会との関係なんですけど、現在、舟形町では各町内会の活動がまだできている段階でもありますので、町内会の活動を基本としてこの協議会の活動もやっていくという格好になるんですけど、協議会をやることによって町内会の活動が妨げにならないように取り組んでまいりたいと考えております。町内会の活動は町内会でやっていただく、広域的な活動、共通して取り組めるような活動、例えば堀内地区にあっては地区の伝統行事であります堀内盆踊り大

会、あとは協議会の今年度の活動計画にもあります健康に取り組むためのウォーキング交流会とか除雪の有償ボランティアなども計画しておりますので、広域的な課題にはこの協議会で取り組むという関係性を持っているようです。

6番 まだまだメインは、各町内会活動をメインにしながら協力できるところからというような形で入っていくというところのようではありますが、活動するためには財源が要るかと思いますが、今年度につきましてはモデル事業というところでの町からの支援があったのかなと思いますが、各活動するための財源の確保、この辺は来年度以降どのような形で進めていくのかお伺いします。

町長 当然その活動をするには資金が必要だということは分かるところでございます。今年度はモデル事業として50万円の予算を組んで運営組織の運営ということでやっております。来年度につきましては、コロナの影響もございまして、どうするか運営組織との話し合いをしながら金額の多寡を含めて検討してまいりたいと思います。

6番 今の町長の答弁ですと来年については町からの支援だけでやっていくということでしょうか。要するに、各町内会からの拠出金といいますか、この辺のところは求めないということでしょうか。

まちづくり課長 この協議会につきましては、町からの補助金と各事業をやった場合の参加料とかそういった収入もあるようです。あと財源、収入になるんですが、収入に関しては、各協議会での決め方になると考えています。堀内地区の協議会については、堀内連合町内会からも拠出されています、負担金として。あと伝承文化保存会という地元の保存会がありますので、そこからも拠出されて、町の補助金のほかにそういった負担金があって収入が確保されております。以上です。

6番 請求して全世帯に求めていくとなってくるとなかなか厳しいものがあるのかなというところで聞いたところでありました。

次にですけれども、回答の中で先進地視察とありましたが、今年度はどこに行くのか、また行ったのか、この辺についてお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 今年度は11月に実は予定しておりましたが、コロナ第三波の関係で延期している状況です。行き先は、酒田市の大沢地区というところに地域運営組織ができております。県からご紹介いただいたところなんですが、旧八幡町であった地域に大沢地区というのがありまして、その地域運営組織に視察研修に行く予定で、1月に延期して予定を組んでいるようです。

6番 今、回答の中で、課長が回答した中で、旧八幡町、玉簾の先のほう、あそこだと良品計画だったか、ああいうところに品物を置いて、たまり場を作って、そしてやっているというところで、非常に庄内地区というのは学区単位の地域コミュニティーが最初から出来上がって

いるというところで、酒田市からの支援が恐らく専従職員1人、あと臨時職員1人ぐらい置いているような、専門的なスタッフを置いて活動をやっているという地域なんで、ぜひ、私も前に行ったことがあるので、どんどん行っていただきたいなと思います。ただ、余りにも格差があり過ぎて、ちょっと戸惑うところもあるのかなと思います、ぜひ行っていただきたいと思います。

次にですけれども、回答の中に除雪有償ボランティアとありますが、この内容についてもお聞きしたいと思います、どういう活動なのか。

まちづくり課長 この有償ボランティアの事業につきましては、平成31年、令和元年に開催しました地区のワークショップで出た課題に対しての検討の中で出た取組であります。やはり雪に困っているといった課題があって、その中で、地区でボランティアできないだろうか、そういったところ無償か有償かといった議論もあって、堀内地区については有償でないと続かないのではないかという話合いになりました、そこで有償となったんですが。

中身については、まず除雪をしていただきたいと希望される方に対して、あとは地区で除雪できますよ、協力できますよという方、まずは人材を集めます。そこに除雪をしていただきたいという希望の方と合わせまして、2人1組で除雪作業をしていただくといった内容になっているようです。チラシも地区にまいているようです。2人1組で半日、大体2時間程度の作業をイメージしているようです。依頼者の負担は、2人分で4,000円を頂きますよといったチラシを配っております。そういった中身で、現在人材バンク的なものを募集していて、希望のお宅も調査しているようです。

6番 特にこのことについてはこれから高齢化が進む中でぜひとも必要なことであると思いますので、堀内地区が先駆的にやっていただき、成功すれば全町に広がっていくのかなと思っておりますので、ぜひとも町でも支援をしてもらえたらなと思っております。

次にですけれども、未組織の3学区の進め方についてでありますけれども、今、舟形町には地域おこし協力隊はいないわけですが、集落支援員の方々がおりますが、まちづくり課の職員と集落支援員がタッグを組んで未組織学区に協力をしながら進めていくのか、この辺についての町の考えをお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 こういった地域運営組織の検討、構築については、やはり集落支援員の力はとても大きいです。堀内地区にあってはやはり集落支援員がお声がけしていただいてその地区で展開していただいたんですが、そこには当然町職員も一緒に入って行っております。今後、未組織の3学区においても、これまで同様、集落支援員と町職員が入って、検討に入りたいと考えています。

6番 ぜひ集落支援員の方々については、余り異動をせず、何とか町で雇用して進めていただきたいと思っております。

先ほど地域おこし協力隊という話も出ましたが、現段階では採用の予定はないのでしょうか。

町長 募集をしておりますけれども、応募がない状況でありますので、採用の今のところ予定はございません。

6番 地域おこし協力隊の条件の中で大分緩和されてきているようなので、都会から舟形町にお嫁さんとかお婿さんで来た方を採用するということもいいんじゃないかなと思いますので、この辺についても検討していただきたいなと思います。

次に、回答書の中で「新たな生活様式に対応した町内会活動の展開により共助の心を維持していけると考える」とありますが、もう少しこの辺のところ詳しくお聞きしたいと思います。

町長 やはりコロナの影響がありますので、3密を避けるような取組、さらにはいろいろな行事、イベント等についての開催についても新しい生活様式を基にしていかなければいけないというのが大原則であります。さらに、各町内会で町内会ビジョンを作っております。その町内会ビジョンの中で取り組まなければならないものについてはそういった新しい生活様式を参考にしながら地域の課題を町内会ごとに考えていただければ、議員がおっしゃられる共助の気持ちが萎えるのではないかということにはならなくて、地域の助け合いというものは各町内会で必要な支援策を町内会で考えていただけるのではないかということを申し上げたかったということでございます。

6番 各町内会で作った町内会ビジョンの目標内容を見ますと、やはり共助というものが前提にあって考えてきているということの項目が多いようであります。その中で、私の町内会でもいろいろな集まりをしたいんだけど、1人2人の方々から「コロナのことどげなんや。心配ねがや」と言われるとどうしても中止せざるを得なくなっているというのが現状なんです。そういった中で、コロナの中での新しい生活様式に対応した町内会活動をどう展開すればいいのかというところで私の町内会では悶々として、町内会活動はどうあるべきかというところでなかなか前に進んでいないというのが現実なんです。そういった中で、ぜひともこうすればいいんじゃないかということをもう少し詳しく聞けるのかと思って今聞いたんですけれども、なかなか私は理解ちょっとできないという状況のようであります。

この質問の中で町長にぜひ聞きたかったのが、今回の山形新聞に一面を取って掲載しておりましたが、その中に「にぎやかな過疎地域」という言葉が出てきておりますが、町長が描く「にぎやかな過疎地域」のイメージ、少し話をしていただきたいと思います。

町長 町内会の行事等については、例えば私のところの洲崎町内会の収穫祭で餅をついておったんですが、それはやはり新しい生活様式の中でというのはまずいだらうということで、餅をついてもらう業者をお願いをして、各町内の戸数に配付をしたという形があります。工夫をすればいろいろなことができるんだらうと思います。

にぎやかな過疎についてでございますが、全国的な人口減少社会、さらには東京一極集中と

いう中であります。そういった中でほかの自治体から人口を奪ってくるというような、周りのパイから自分たちのところだけ優遇してくるという考え方については、今コロナ禍の中でテレワークであったり働き方改革という中での町の今後、国の今後の政策としてもそれはよくないと。それぞれの地域がそれぞれの地域の特性を生かしながら自分たちの町はどうしたらいいんだろうということを他人任せではなく、町民一人一人がこういう町でありたいね、こういう町にしたいね、こうすればいいんじゃないのと考えていろいろな意見が出るような、そういう町がにぎやかな過疎だと私は思っております。行政であったり議会だけが町の将来を考えるということではなく、町民一人一人、本当に子供たちからお年寄りまで全員が舟形町はこういうふうにはやらなければいけないという思いを共有しながら、そういう町になればすばらしい、人口は減少しつつも、にぎやかな過疎、先進的な少数社会というものが実現できるものだと私は思っております。

6番 地域地域の特性を生かした地域づくりというところについては私も賛同しておりますが、なかなか、人が減り、高齢化が進んでくると、にぎやかな地域づくりというのは非常に難しくなっているという実態があります。

そういった中で、やはり一人一人の居場所を作っていくというのがすごい大事なところかなと思います。その居場所を作るにしても、昨今のコロナの関係でなかなかこれできなくなってきているという中で、本当に各町内会の会長をはじめとする役員の方々が一体どうして地域を元気づけてにぎやかな地域づくりをやっていけばいいのかというところで本当に悶々としているところが本当のところなんじゃないかなと思います。そういった中で、もう少し町としてこういうことをしたらいいなんねが、こうすればいいんじゃないかと、もう少し具体的な提案をしてもらえると非常にありがたいなと思います。

特に感じたのは、安否確認訓練の実施の仕方非常に迷いました。これまでどおり集めていいんだろうか、かといってやらないと何かあったときに困るんじゃないかということで、何回も町内会の役員会を開催して今年は実施しましたが、そういったところでもう少し情報提供があればよかったのかなと感じたところでもあります。

そういったところで、地域づくりに終わりはありませんけれども、住民主体、住民が主役のまちづくりというところについては私も同感でありますので、もっともっと町と住民が協力して、よりよい地域づくりを行っていただきたいなと感じているところであります。このことについてはこれからも引き続き注視をしながら一般質問を行っていきたいと思います。

次に、時間がありませんので、SDGsの質問に移りますが、私は今回質問するに当たって、山形新聞にも何回となくSDGsのことについて掲載されておりました。正直申し上げまして、今回一般質問するに当たってSDGsへの意識というのが変わったというのが現実であります。そういった中で、この1から17の項目を見ていきますと、私たちが当たり前のこと、

また我々ではちょっと理解できないような、世界の中ではこういったこともあるんだなというところがつぶさに分かる項目であります。

そういったところの中で、舟形町では総合発展計画の中にきちっと17の項目にのっとって施策を行っていくというところが明確に載っておったというところについてはすばらしいと思いますが、ぜひ、作った中で、今後もっともっと町民の方々に伝えるべきじゃないかと思いますが、ぜひ総合発展計画とSDGsとの関連性などを含めた学習会を開催すべきと思いますが、この辺についての考えをお聞きしたいと思います。

町長 学習会というのが適切なかどうか分かりませんが、まずは広報等を使いながら、第7次総合発展計画における大綱がSDGs17の目標というものに位置づけられているということだけはお知らせをしたいと思います。また、SDGsそのものについては国・県等の広報もごございますので、そちらでということがあるかと思います。勉強会というのがどういった形でどうすればいいのかが分かりませんが、ただ先ほども申し上げましたとおり、町としては今年度より始まっています第7次総合発展計画の中の施策の大綱には全てそういうSDGsと関連づけている、全て町の施策について実現をしていけば、国連で決めたSDGsの17の目標に近づいていくということになっているという話だけはさせていただきたいなと思います。

6番 これも短期的に終わるようなことではありませんので、今回の回答にもあったとおり、町の広報紙やSNSですか、これを活用しながら情報発信を行っていくということをぜひとも行っていただきたいなと思います。このSDGsについては、まず周知をしていくというところが一番でありますので、あらゆる機会においてSDGsの周知、併せて総合発展計画の内容等についても周知をお願いしながら、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもって、奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

議長 ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時46分 休憩

午後1時02分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けします。9番斎藤好彦君。

9番 それでは私から、さきの通告に従いまして2点についてご質問をさせていただきます。

まず初めに、感染症対策事業の検証と評価をと題してご質問いたします。

昨年12月に中国武漢市で原因不明の肺炎が相次いで発生し、日本を含む全世界に広がり、11月上旬には世界の感染者数が5,000万人、死者数は125万人を超えるという大惨事になってしまいました。コロナの言葉を耳にしなない日がない毎日を過ごし、1年が経過した今なお終息

の兆しが見えない状況にあり、国内では長期化による気の緩みなどから第三波が指摘され、新規感染者は最多を更新し、県内でも日々感染拡大の傾向にあります。

こうした感染拡大を受け、国・県の施策と並行して、本町でも感染拡大防止策に加え、地域経済再生に向けた様々な事業を展開しておりますが、これまでの感染拡大防止策に対する施策の成果を検証し、地域経済再生に向けた支援策の経済効果などの評価を早急に行い、先が見えない難局の次の対策に備える必要があると考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

次に、国宝の常設展示館構想の現状はと題してご質問いたします。

県内の高規格道路は年々整備が進み、地域経済に及ぼす影響も大きく、観光の面からも交流人口の増加に期待感が高まっております。しかしながら、今年は新型コロナウイルス感染拡大により観光客の出足が鈍く、加えて様々なイベントの中止などによる大幅な交流人口の減少により地域経済も落ち込んでおります。

本町には国宝の出土という宝が存在いたしますが、国宝の展示館もなく、出土地としては非常に寂しい感があります。全国的にも国宝の出土地に常設の展示館がないのは本町だけであり、以前から提案してきた常設展示館構想について推し進めるべきと考えます。

以前、この件で一般質問をした際、「必ずや縄文の女神が里帰りできるよう努力してまいります」との答弁がございました。これまでも各種団体と連携し、常設展示館の誘致について運動を行ってまいりましたが、現状と今後の見通しなどにつきまして町長のお考えをお伺いいたします。

町長 それでは、9番齋藤好彦議員の感染症対策事業の検証と評価をについてのご質問にお答えします。

初めに、町では新型コロナウイルス感染症対策本部会議を毎月2回開催し、感染予防対策などの注意喚起や国の地方創生臨時交付金を活用した各種事業の紹介など、住民に必要な情報を発信してまいりました。このような取組に町民の皆様からご協力を得られたことは、現時点で当町から感染者やクラスターが発生していない一つの要因であり、取組の成果と感じております。

これまで、町では新型コロナウイルス感染症への対策事業として、国の地方創生臨時交付金を活用し、1次交付決定額6,514万円、2次交付決定額2億382万8,000円、計2億6,896万8,000円を活用し、34の事業について国から承認を得て順次取り組んでいるところであります。

齋藤議員の質問にございます事業の検証と評価については、現時点では全ての事業が完了しておらず、2次交付金の決定については先般11月25日付で決定通知を頂いている状況でもあることから、多くの事業について事業の着手に向け準備を進めている段階です。そのような中で、各事業における進捗状況を把握し、完了した事業については事業評価を行っているところであります。

実施した事業について何点か抜粋しますと、1つ目は町の緊急経済対策事業です。この事業の目的は、新型コロナウイルス感染症により特に影響を受けた事業所への支援であり、町プレミアム商品券についてはプレミアム率や販売冊数の拡充を行い、新たな取組としてお店独自の商品券である「がんばるめがみちゃん商品券」など、いち早く実施できたことにより、売上げの確保と地域経済への支援につながったと評価しております。

次に、議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会からのご提案により実施した「元気にくらしましょう品券」事業です。この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響とインフルエンザの流行に対する予防接種費用などで負担が増す家計と地域経済への支援を行う目的で実施したものでありますが、実施した時期や内容においてその目的を達成していると評価しております。

最後に、舟形町公共施設等感染予防対策事業です。これは、町公共施設における感染予防を目的に、必要な物品を購入するもので、これまで役場庁舎をはじめ堀内出張所、生涯学習センター、町中央公民館、若あゆ温泉等に、消毒剤、マスク、アクリルボード、非接触型体温計、体温検知顔認証カメラなどを配置しました。特に、非接触型体温計、体温検知顔認証カメラの設置は、発熱症状の早期発見と施設への入場管理の徹底に役立ち、本事業の効果が現れていると評価しております。

そのほか、現在進行中のもの、これから事業に着手するもの、事業内容により来年度へ繰越しを予定している事業があり、全ての事業の検証と評価を終えるのは来年度になります。

斎藤議員のご質問にあるように、新型コロナウイルス感染症による影響は先が見えない難局であり、これまで誰も経験したことがないものです。今後の対応につきましては、これまでと同様、国・県との連携を図りつつ、スピード感を持って臨みたいと考えております。

次に、国宝の常設展示館構想の現状はについての質問にお答えします。

縄文の女神は、はるか4,500年前の縄文人から現代の私たちへの時空を超えたロマンあふれるすばらしい贈り物であります。そして、当時の舟形町は、清流小国川をはじめ自然に恵まれたすばらしい環境であり、また人々がお互いを助け合い、支え合い、集落における絆づくりを大切にしていた様子をこの縄文の女神像からうかがい知ることができます。

縄文の女神に関しましては、出土以来これまで関連商品の開発や、ゆるキャラ及び巨大模型の作製、里帰り展の実施、縄文炎祭の支援、各種講座、講演会の開催、「縄文の女神の日」の条例制定、女神誕生ストーリーの募集など多岐にわたり活用してきました。小中学校においても、縄文学習や土器、土偶の製作などを通し理解を深める学習を数多く展開しております。

現在、国宝土偶縄文の女神は山形県が所有し、山形市にある県立博物館に展示されておりますが、本来文化財は出土地に存在してこそ文化的価値があり、大きな意義があるものと思えます。縄文の女神が里帰りするためには、施設の整備や学芸員の配置などクリアすべき課題

はたくさんありますが、一番は山形県に縄文の女神は出土地の舟形町にあるべきだと思っていただけるような、地域の、そして住民の盛り上がりが必要ではないかと考えます。

3年前には最上南部縄文文化発信推進会議を舟形町、最上町、大蔵村の3町村で組織し、最上南部を流れる最上川、最上小国川流域にある3町村で情報を共有し、縄文文化の伝承と情報発信を図ることで、子供たちや地区住民がその価値を再認識し、郷土への愛郷心を育むことを目的に連携した事業展開を検討してきました。今年開催した縄文の女神ペーパークラフトデザインコンテストには3町村から97点の多彩な作品が寄せられ、縄文文化に対する興味関心が高まり、郷土愛の醸成につながったものと思います。

今後も様々な事業を継続、発展させていくとともに、来年には盛り上がりの醸成へ向けた事業企画や健全運営できる施設のマネジメントを検討するプロジェクトチームをまずは役場組織内に立ち上げ、調査研究していきたいと考えております。

夢の実現へ向け、今後も各種団体と連携し、町の、そして最上地域全体の熱い思いが県に届くよう働きかけ、国宝土偶縄文の女神が生まれ故郷であるここ舟形町に里帰りできるよう努力してまいります。

9番 今朝のテレビでちらっと見たんですが、ちょうど1年前の今日12月8日に中国の武漢市で初めてのコロナといいますか、原因不明の肺炎が出たということで、ちょうど1年経過した今日でございますが、県内の感染者数をご案内のとおり11月に急増しまして、昨日時点で177名、大変多くなってございます。長期化するコロナに対して町民の皆様方も苦慮していることと思いますので、行政と町民と一体となってこの難局を乗り越えていただけるように願っておるところでございます。

それでは、二、三、質問をさせていただきたいと思います。

答弁書にございますが、地方創生交付金の2次補正の採択が25日、つい先日ということで、事業が余り進んでいないということでございますが、確認できる範囲でお答えを願いたいと思いますが、公共施設等への予防策として消毒液なり体温計とか準備されておるようでございますが、そのほか、私が以前から申し上げます災害に備えた避難所への本事業の対応状況についてはどのようになっているかお伺いします。

町長 現在、必要なものについては、発注の準備を進めているもの、それから既に購入しているものがございますので、詳細等については住民税務課長から答弁させていただきたいと思っております。

住民税務課長 避難所に置く物品なんですけれども、個室に分けるためのパーティションは既に入札を終わりました納品を待っている状況です。そのほか簡易ベッドとかマットとかも購入する予定ですが、それにつきましては今月中に入札を終わりたいと思って年度内の納入を検討してございます。以上になります。

9番 総体的には分かりましたが、個別に避難所ごとにもう少し詳しくお伺いしたいんですが、指定避難所で結構でございます。例えば小学校、当初予定ございました床置きエアコンとか遮光カーテンとかそのあたりについては、小学校についてはどのようになっていますか。

教育課長 小学校の機器等につきましては、現在設計を進めている段階で、これから年内発注を目指して今設計に取り組んでいる段階でございます。

9番 急がなければいけない指定避難所なんですけど、これから設計と。設計というのはちょっと意味が分からないんですが、例えば床置き型エアコンとか移動式エアコンとかこういうものについての設計というのはどういうこと、どう考えればよろしいでしょうか。

町長 設計というのは、業者から見積りをもらって、ある程度の予算確保に努めるわけでございますけれども、町の仕様であったり町の価格に置き換えて、発注するための設計書を作らなければいけません。そういった作業を今進めているということでございます。

9番 そうしますと指定避難所である小学校のほか中央公民館とか様々そのほかございますが、その指定避難所についても同じようにエアコンなり遮光カーテンなり断熱カーテンなりそういうものについて今設計段階だということによろしいでしょうか。

町長 そのとおりでございます。国からの交付決定が11月25日ということもございますので、それらの日付等の制限もございまして、今このような状況で急いでいる状況にあります。

9番 事業決定がなければ着手できないのは分かりますけれども、ある程度こういう事業をやるということで国なり県に申請したわけでございます。これは申請する段階で大体これは採択されるなというほぼ予測ができたわけでございますので、ある程度の何といいますか、計画ができたわけじゃないかなど。何を言いたいかといいますと、床置きとかなんとかという物であれば、すぐ発注すれば物が来るかもしれませんが、工事を伴うものについては時間を要すると思うんです。そういう避難所についてのカーテンをしなくちゃいけない、工事をするとかそういうものについてはもう少し早い段階ですべきではなかったのかなど今思っておるんですが、そのあたりはどうでしょうか。

町長 ご指摘の点については十分理解することができるんですが、こちらとしても避難所の多くについてはエアコン等について夏期に使うというところもございまして、ある程度今の設計、発注ということについてはやむを得ないのかなど思っているところでございます。なお、できるかぎり一日も早く発注することができるよう努力してまいりたいと思います。

9番 分かりました。それでは、指定避難所ではなくて一時避難所、各地区の公民館に対する支援策がございました、対策事業で。様々エアコンとかミロとかありましたけれども、そちらの各公民館での申請の状況と取りまとめた結果についてお伺いします。

教育課長 地区公民館につきましては、社会教育活動をする上での拠点施設ということでの今回対策として施設整備の要綱を定めさせていただきました。こちらには、各公民館長、それか

ら町内会長会議の席でもそうでしたけれども、ご説明させていただきまして、現在取りまとめている状況ですけれども、12月10日を期限としておりましたので、最終的な件数については取りまとめが終了してございません。昨日段階での取りまとめ状況で申し上げますと、12の公民館から申請が上がってきている状況でございます。

9番 34でしたっけ、公民館あるの。そのうちの半分、12の地区からしか申請が上がってないという状況なんですか。そのほかの公民館についてはそういう施策をしなくて大丈夫だということでの申請が上がってないということの認識でよろしいでしょうか。

教育課長 地区公民館としては25施設ございます。そのうち現在のところ要望がないという回答をいただいている公民館が6公民館ございます。そのほかにつきましては、今、見積もり中であったり検討中であったりということで、最終的な期限までに申請もしくは申請しないということであるかと思っております。

9番 そうしますと6公民館については、今回のコロナ禍の状況の中でもし災害があった場合、一時避難所として活用するには何ら問題がないという認識でよろしいでしょうか。そのあたり全然申請が来ないからそれで終わりじゃなくて、行政側からもう一回確認するとか、行って、ここは直したほうがいいんじゃないかと、そういう指導はないんでしょうか。

町長 一時避難所という形にはなるんですが、前回の議会でも申し上げましたが、まずは指定避難所に来ていただく前段としての集合場所等の利用ということで、今回のコロナの影響による公民館の施設整備については社会教育施設において必要な手だてということで、エアコンであったり換気扇であったりそれから洋式トイレ化とか、そういった要望があるものについて取ったということでございますので、あくまで避難所としては指定避難所に避難をしていただきたいということでございます。

9番 社会教育上の施設だということでございますが、今回のコロナの問題が発生しなければ地区公民館に対する支援とかそういうのが発生しなかったんじゃないでしょうか、逆に言えば。単なる地区公民館というのは一時避難所にただ集まって指定避難所に移るだけの一時集合場所であって、何も今回のコロナには関係ないんだという町長の言い方にも聞こえるんですが、そういうことであれば、今回コロナがあったから地区公民館への様々な支援が出てきたんじゃないですか。

町長 言い方が悪かったようでございまして、コロナの影響下の中で社会教育施設としてどうあるべきかということで補助対象にするということで、臨時交付金の申請に上げたものでございます。したがって、従来から申し上げておりましたとおり、一時避難所という形にはなっておりますけれども、一時避難所として公民館にずっと避難をするための、例えば、前にも申し上げましたが、人的な配置とかそれらができないという状況でありますので、コロナ禍の中では基本的に指定避難所に避難をしていただくと。ただし、やはり議員がおっしゃられ

るとおり、一部はそこに避難する可能性もあるということを鑑みまして、社会教育施設ということを経由してコロナ対策として、皆さんが集会するわけですから、エアコンであったり換気扇であったりそれから便所の洋式化というものをすると前回の議会でも申し上げたと思っております。

9番 何か言いようですが、分かりました。

施設を離れまして、今度は経済対策と申しますか、様々な支援をやったわけですが、プレミアム商品券、がんばるめがみちゃん商品券を発行したわけですが、購入した方の人数というのは分かりますか。売った数じゃなくて、町民の方向名が購入されたか分かりますか。

町長 売った数は分かるんですが、買った町民の方の人数についてはちょっと把握できてないようでございます。

9番 買う側と申しますか、買った方の人数というのを把握する必要があると思うんですが、今後、次にまた対策が必要になった場合にですね。売るほうは売るほうでいいですけども、商品券についてはある一部の方しか買ってないと思うんですが、前も議会で話題になったけれども。そのあたり、何で一部の方しか求めないのかというあたりも検証する意味で、買った方の人数というのを把握して今後の検討材料にするべきでないかなと思って質問したわけですが、把握はこれからもできないですかね。

町長 そういうご指摘もあつたがために、このたび20%のプレミアムを10%上げまして30%、さらに冊数も5,000冊に上げているということがあります。その際に、今までですと燃料系、ガソリンとか灯油系のところが多く使われるということがありましたので、地域でしか使えないみたいな緑色の商品券の分も足してございます。さらには、地域経済を回すということで、個人事業主、各商店が発行するがんばるめがみちゃん商品券というのも発行しておりますので、そういったところに関しましては十分配慮したつもりでございます。

また、詳細補足等がありましたら、まちづくり課長より答弁をさせていただきます。

まちづくり課長 経済対策の商品券につきましては、1つがプレミアム商品券、商工会が発行しているもう一つががんばるめがみちゃんという商店独自の商品券なんですけど、これにつきましては、人数、これから把握することもできるかとは思いますが、把握していなかったというのは、そもそもこの事業の目的が全町民に対する経済でなくて、まずは最初に商店、事業所に対する経済支援というのが一番最初の目的だったものですから、こちらで現在把握しているのは換金率ぐらいの把握でいるところでした。今後、どれぐらい買ったのか、何人ぐらい買ったのかというのは商工会に聞いて把握できるのかなと思っております。

9番 経済支援ですから、商店側への支援と申しますか、そういう意味での商品券の発売は結構なんですけど、それを推し進める何と申しますか、それを求めて消費するのは町民なわけです。

町民がひとしく買って有効に使えば経済効果はもっと上がるはずなんです。ある一定の方だけしか買ってないような偏ったものでそういう商品券をしても、私は余り効果がないんじゃないかなと思っております。ましてや、そういうことから言えば、答弁書にもあります「げんきにくらしましょう品券」、これは大変好評ではなかったかなと思っております。答弁書にもございますが、この商品券を発行した効果等々、町民の声等々、町長、率直にどのように感じているかお伺いします。

町長 町民の声というものについては、一部しか聞いておりませんが、1人3,000円という金額については大変ありがたいと、そして時期も、プレミアム商品券、がんばるめがみちゃん商品券とは違って冬場にということがありましたので、大変ありがたいというお話だけはいいただきましたけれども、多くの方からその評価について聞いたわけではございませんので、少数の方からはそういうことでお褒めをいただいたということはあります。

9番 私もこの商品券については町民の方々から、よかったといいますか、助かったという話を聞きましたが、一方で、他町村並みに3,000円ではなく5,000円ほどだったらもっとよかったんじゃないかなという声もあったので、今後またこういう対策が必要な場合にはそのあたりも加味して検討していただければと思っておるところでございます。

併せて、商品券ですが、11月に配付してもう使っているかと思いますが、使用率といいますか、全てご利用なっているのでしょうか、そのあたり把握できますか。

まちづくり課長 げんきにくらしましょう品券なんですが、商工会に確認しましたところ、11月末の段階で、確実な数字でないということの前提でした、約600万円ぐらいの換金でないだろうかと、まだ事業所から正式なあれは受けてないとのことでした。見込みとして11月末段階で約600万円ぐらいの換金を見込んでいますという回答でした。

9番 600万円というと、3,000円で5,200人で見積もったんだべか。600万円というのは何%ぐらいいってるんだ。

まちづくり課長 失礼しました。対象人数5,152人に3,000円の商品券をお配りしています。それで600万円と見込まれますと今のところは約38%ぐらいの使用率かなと考えています。

9番 まだ使っていない方もいるということですが、商店側からの声といいますか、商工会でなく、直、店の方からの声というのはどんな感じでしょうか。

町長 これも私の聞いているところで、また私と違う意見もまちづくり課長が聞いていたら補足していただきたいんですが、町では、プレミアム商品券、がんばるめがみちゃん商品券、げんきにくらしましょう品券、3種類を発行しております。さらに商工会の商品券が2種類出ておりまして、さらに県の商品券もあるということで、商店ではこれ以上商品券は要らないみたいなの、事務手続が大変で煩雑でというお話もちょっと聞いているところであります。いろいろなことがあるかとは思いますが、どれが一番地域経済、商店を支えていけるか

というものに特化しながらやっていかなければいけないと思っているところです。

続きは、まちづくり課長から。

9番 時間がないので、町長の答弁で分かりました。すいません、勝手なことを申し上げて。

様々今お話をお伺いしました。避難所等々については、器具等々についてはこれからだということでございまして、経済対策についてはほぼ評価を得たんじゃないかなという結果のようでございますので、残された事業につきましても早急に対応されまして、コロナの難局といたしますか、これを乗り切っていただければなと思って、次の質問に移りたいと思います。

次に、展示館の関係でございますが、先日、高規格道路促進大会の講演の中で、道の駅のお話の一コマに縄文の女神がちょこっと出てきました。北のゲートウェイ構想について今どのように進んでいるのかお伺いします。

副町長 先日、北のゲートウェイ構想について、各構成市町村の副市町村長を集めました会議で県から説明がございましたので、その点についてご説明をさせていただきたいと思います。

これまで様々な形で検討がされてきましたけれども、どちらかといいますと、どういった機能があればいいかといったようなことを中心に非常に盛りだくさんな内容になってきたんですけれども、余りにもそれですと事業規模が大きくなり過ぎるので、もう少し最小限必要な機能というのはどういったものかというものを整理しましょうということで、最低限必要な道の駅の機能というものを整理した上で、さらにプラスしてこういった機能もあればいいですねという様々な、本体と附属機能というものを分けるような形での説明がありました。その附属機能の一つとして、議員から発言ありましたような縄文の女神を使った、そういった観光集客機能といったようなものもオプションとしてそういったことも考えられるのではないかとといったような提案、そういった説明があったという状況でございます。

9番 舟形町単独でそういう施設が整備できれば一番よろしいわけでございますが、経費等々を考えれば、道の駅にセットした形での方策も考えられるのではないかなと思うところでございますので、そのあたり機会あるごとに推し進めていただければと思っているところでございます。

また、先日開催されました大人塾というのがございますが、先日の講演会の講師がたまたま県立博物館の高橋館長でした。講演後にちょっと雑談の中で、博物館移転の話はどうですかと聞いたら、現場には何も情報がないということでございますが、高橋館長のお話では、どんどん手を挙げて推し進めていただければありがたいですという話もございましたので、そのあたりも勘案されて今後進めていただければと思っておるところでございます。

時間もありませんが、答弁書を見る限りでは、まだまだ県立博物館の移転先の候補地というのは何も出てないような感じがしております。今、現段階で、もし持ってこられるとすれば、町長ご自身、どんな形で里帰りをするのが一番いいか、どんな形での展示館構想が町長の中

にあるのか、そのあたりをお伺いします。

町長 まずはしっかりと里帰りできるようにやっていきたいと思いますが、そこには箱が必要であります。やはり国宝でございますので、それを常設できるようなしっかりとした設備が必要ということ、それから併せて学芸員が必要という人的なものも必要になります。

それで、ただ博物館といいますか、民俗資料館のようなものに展示していただければ、国宝の女神一体と46片の残欠ということでもありますので、一度見たらあと見に来なくてもいいやというものであってはまずいだろうということで、答弁書の中にもありましたけれども、どんな見せ方をすれば次また来て見ていただけるかということ、先ほども申し上げましたとおり、二度三度と訪れていただけるような展示館にしていかなければいけない。その中にはデジタルとか最新技術を使った体験型、体験できるような展示館があればいいと私は考えているところでございました。

9番 町長の思いは分かりましたので、その思いを切らないように今後とも展示館の誘致についてご努力願えればと思っておりますのでございます。答弁書にございますが、来年度、プロジェクトチームを立ち上げるということもございます。また、答弁書の中で最後に「努力をする」というはっきりした言い回しもしてございますので、そのあたりの答弁書を信じまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上をもって、斎藤好彦君の一般質問を終結いたします。

続きまして、5番石山和春君。

5番 それでは私からは、通告書に従いまして、持続可能な農業政策をと題しまして質問いたします。

農業政策を考える上で、農村政策（地域政策）抜きで話すことは無理があり、実効性が乏しいものと思います。

現行の食料・農業・農村基本計画には、所得倍増を目指すとした成長産業化戦略による①担い手の明確化と農地集積、②輸出拡大による需要拡大、③6次産業化への推進が大きな柱となっています。計画では、農地集積が2023年まで農地の8割を担い手に集積する目標を掲げています。耕作放棄地や農地転用による農地減少も全国的には想定を超えて進んでいると言われていますが、舟形町の集積率と農地面積はどのようになっているのかお伺いします。

今年3月、今後5年間の農政の骨格となる食料・農業・農村基本計画が農水省から提示されました。基本的な方針として、産業政策と地域政策を車の両輪として推進する内容となっています。農業の持続的な発展として、中小・家族経営など多様な経営体による地域の下支えが強調されています。中小規模農家の離農に拍車がかかり、担い手の規模拡大ではカバーできず、生産基盤の脆弱化が進行しています。

第7次舟形町総合発展計画には、基本施策に関する計画等に人・農地プランが明記されてい

ます。認定農業者の目標値も明記されていますが、労働力の見通しは明記されていません。示すことは無理なのかお伺いいたします。

町では、計画に明記されているように、様々な事業、取組を展開しておりますが、農地の確保、就業者数の減少を抑えるためには、家族経営や中小規模農家へのさらなる支援が産業の持続的な発展や農村振興には欠かせないと考えますが、町長の考えをお伺いします。

町長 それでは、5番石山和春議員の持続可能な農業政策をについてのご質問にお答えします。

農業は、農地を必要とするため、定住につながる産業であると考えており、これまでも各種支援を行ってまいりました。全国的に中山間地域においては少子高齢化の進展と人口減少が急速に進んでおり、今後、地域内の共同活動や保全管理活動が成り立たなくなり、集落機能の維持ができなくなるおそれがあります。

国では、農村は食料を安定供給する基盤であるとともに、国土保全、水源涵養、景観の形成、文化の伝承など、農業の有する多面的機能を維持発揮する場として位置づけております。

町といたしましても、日本型直接支払制度の中山間地域等直接支払交付金と多面的機能支払交付金の2つの地域政策制度を活用し、合わせて1,103ヘクタールにおいて地域の共同活動や保全管理活動を支援してまいりました。

さて、ご質問の本町の農地面積については、令和2年3月時点で1,530ヘクタールとなっており、農地の担い手への集積率は63.1%となっております。また、労働力の見通しについては、個人や法人などの経営形態、水稲や野菜などの作目や規模の大小などにより大きく異なり、計画の目標などに掲げることが困難な事項であります。

続いて、農家への支援についてであります。近年における国や県の各種補助事業は、経営規模の拡大や経費の削減、農業所得の増大などを条件とする傾向にあり、経営形態についても認定農業者や法人、任意組合等の団体などでないと補助の対象にならないことが多くなっております。

これらの状況を踏まえ、本町においては多様な農業を推進するため、規模の大小にかかわらず、町独自の農業政策を展開してまいりました。家族経営などの中小規模農家への支援としては、これまでも種子助成事業や産地活性化支援事業により種子や苗の導入経費を補助してまいりました。特に、水稲であれば中古農機導入促進事業により機械の導入経費を支援し、園芸であれば園芸拡大スピードアップ事業により機械の導入経費や園地整備等の初期投資を支援してまいりました。また、農業を起点とした商品づくりや販路拡大については、6次産業化支援事業により商品パッケージの開発や食品加工に関する器具の導入経費等を支援してまいりました。いずれの事業につきましても、国や県の事業では補助の対象とならない中小規模農家を含めて支援の対象としてきた町独自の支援制度であります。

今後も本町農業の持続的な発展を目指して、終期を迎えた事業のリニューアルのみならず、

新たな支援策の創設を含め、その時々において真に必要と思われる支援策の検討を進めてまいりたいと考えております。これら町独自の取組と併せまして、国及び県に対して、家族経営をはじめとした中小規模農家の支援策、そして地域政策の新設及び拡充について、引き続き要望を行ってまいります。

5番 ただいま答弁にありましたように、地域内の共同活動や保全管理活動が成り立たなくなり、集落機能の維持ができなくなるおそれがあると、全く私も同感であり、そのとおりだと思っております。

そこで、農地集積についてお伺いいたします。

国は、2023年まで8割の集積目標を立てておりますが、ただいまの答弁で舟形町は63.1%ということでした。この63.1%という集積率というのは、進んでいると考えているのか、あるいは妥当だと考えているのか、あるいは進んでいないと考えているのか、町の考えをお伺いします。

農業振興課長 ただいまの質問についてお答えいたします。

今おっしゃいましたとおり、国では80%の農地の集積を目標にしておりまして、また県ではさらに高く90%を農地の集積の目標に定めてございます。

本町といたしまして、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想という計画がございまして、そちらの中で集積目標を65%に定めてございます。その65%という意味は、本町では担い手と呼ばれる農家だけではなくて、中小規模農家を含んだ多様な農業を支援していくという方針からそのように65%と定めているところでございます。

そこで、その進捗の状況につきましては、現在63.1%、令和2年3月末時点でなっております。順調に65%という目標に対しては推移してきていると考えてございます。以上です。

5番 そうすると63.1%というのは妥当な数字だと。私もこの63%というのは裏を返せば中小農家が頑張っているあかしじゃないか、そう思っております。

そこで、今、国では3年後に8割という目標を立てているわけですがけれども、この8割というのは、これまでの経緯を見て、可能だと考えているのかどうかお伺いします。

農業振興課長 80%、国の掲げる目標であります。80%という目標についてはやはり平場を含めた国全体の目標設定であると理解してございます。本町におきましては中山間地域でありまして、奥の山間部の農地についてはなかなか集積が進まないような状況にございます。ですので、80%を本町で達成するのは難しいと考えてございます。

5番 このことに関しては様々な意見を持っている方がおられると思います。しかし、過度な集積というのは離農を増加させる、そしてまたそのまま離農が離村につながってしまう、そしてさらなる人口減少と地域の衰退を招きかねないと警鐘を鳴らしている方もおりますけれども、町としてはこの点についてはどういう考えなのかお伺いしたいと思います。

町長 石山議員のおっしゃられたとおり、私も同感であります。やはり町の、質問にもございましたとおり、食、農業、農村の基本計画につきまして、農業については地域政策というものとイコールだと私も思っておりますので、農業を支えることこそ地域を支えることになると思っております。

今後とも、担い手の集積というのは、例えば水稻の場合ですと圃場等の整備がこれから必要になってきます。舟形町でも桧原地区、それから紫山地区、向山地区と沖の原地区ということで進んでまいりますけれども、そういった中でいくと離農する方ということが増えてまいります。そういった方々に対して、それでは園芸作物というようなことで水稻以外のものにシフトしていただくような形の政策、支援をしていきたいと思っております。

なお、詳しいことがあれば農業振興課長から補足していただきたいと思っております。

農業振興課長 ただいま町長からもありましたとおり、圃場整備事業、また園芸の推進という部分で様々な農業の形態があると思っております。そちら様々な形態に対してどのような支援ができるかをいろいろ検討しながら、調査しながらいろいろ進めてまいりたいと考えてございます。

5番 63%、非常に重要な数字だなと私は考えているんですけども、63%であるがために、人口減少そして衰退が逆に皮肉なことに抑えられているのではないのかなと思っております。

今年3月、国が示した基本計画には、農地の見直しと確保ということで、2019年439.9万ヘクタール、10年後の2030年は414万ヘクタールと、国全体でマイナス25.7万ヘクタール減少するという見通しを示しております。25.7万ヘクタールといってもちょっと分かりづらいのかなと思っておりますけれども、舟形町の農地面積の実に146倍、146倍の農地面積が減少すると、10年後ですけれども。こういう見通しを示しております。

これは農業振興課から頂いた資料になるんですけども、農地面積の推移によれば、農家台帳面積で遊休農地が平成28年には1ヘクタール、平成29年には2ヘクタール、平成30年には8ヘクタール、そして去年、令和元年には27ヘクタール、遊休農地が増加しております。これは単に高齢化による離農が原因なのか、それとも何か特別大きな要因があるのか、あるとすればどのようなものが考えられるのかお伺いします。

農業振興課長 ただいまの遊休農地の増加についてですが、やはり離農者の農地であった場合、山間部などの不便な農地については借り手が見つからないことが多くありまして、そのまま遊休農地化することが多いようです。また、農作業の機械化が進みまして、機械が入れなくなった農地、例えば道路がないとか、その農地に行くまでに距離が非常に長いとか、そういった農地については作業が行われなくなることが多くなりまして、遊休農地化することが多くなっております。

5番 分かりました。それでは、町としてはこれからも集積に向けて進めていくのかなと私は思っていたんですけども、先ほど来の答弁からしますと強くは進めないという考えでいるの

省が発表したやつです。70数ページありますけれども、私も全部読んでみました。そういう中で、国は、2015年には208万人の労働力があつた、10年後、2030年は140万人、マイナス68万人、減少すると見通しを立てておるわけです。先ほどの答弁で無理だということですが、たとえば目標は無理であっても、見通しぐらいは、見通しとしては示したほうが今後のためにはよいのかなと思つているんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

農業振興課長 ただいまの件についてですが、人数が減っていくという形とか、国でそのように計画に目標を立てているようでございますが、国全体の農林業センサス等で調べているデータを基にそのような推計をしていると思われまふ。

町としましては、先ほどのアンケートもそうなんです、こちらのデータを十分に集められれば作ることもやぶさかではないんですけれども、今のところ十分なデータとは言えない状況でございます、計画の目標にはなかなか掲げていないという状況でございます。

5番 無理だというのであればそれは致し方ないのかなと思つます。

町の農家戸数ですが、平成28年は606人、そして4年後の令和元年には600人と、ほとんど減つておりません。これに比べて米生産農家数が平成28年には430人、令和元年、去年は353人と、77名減少しております。これは米から園芸作物に形態が変わつたからと理解してよろしいでしょうか。

農業振興課長 園芸に転換された農家ももちろんございます。しかしながら、その多くは離農という形になっているものと思われまふ。

5番 多くの方が離農と。77名の米農家が減つていて、農家数は減つていないんですよ。その辺は、もし離農したんであれば減つた分だけ減るんじゃないですか。

農業振興課長 初めに議員がおっしゃいました農家数606戸から600戸に減つたという部分については、自給的農家も含んだ農家数でございます、土地持ち、土地を持っていて、販売農家ではない農家を含む形になってございます。そのため、米の販売農家数は大きく減つてございますが、自給的農家、家庭菜園とかそういった形の農家数は多くは減っていない、また家庭菜園だけじゃなくて、土地を持っているだけの農家、そちらも農家に含まれてございます。

5番 そうすると、農家戸数、平成28年が606人、平成29年が603人、平成30年が599人、令和元年度が600人、これは土地持ち農家を含めてだから、実際農家をやっていなくても農家戸数としてカウントしているということですか。

農業振興課長 当方で農家として農業活動をしているかどうかというのがなかなか把握する確かな資料が農業共済細目書しかない状況でございます、そちらの細目書の中での農家数というのが600戸という状況になってございます。その中でもお米の販売農家というのが400から350何がしに減少しているという状況でございます。

5番 そうしますと600人になっているけれども実質は350何名しかいないということになるんで

すよね。

農業振興課長 あくまで353戸というのは米の販売農家でございます。販売していない、飯米農家と言われる方々と、あとベースが水稻共済細目書でございますので、畑地だけでニラや野菜等を栽培している農家が353戸のほかでございます。

5番 それでは、農家戸数に関しては分かりました。

これは、生産額というよりも販売額になるんでしょうけれども、あくまでもこれはJAの販売額だから何とも言えませんけれども、平成28年から令和元年度、この4年間ほとんど販売額が同じになっています。多いときで600万円ぐらいの差はありますけれども、販売額がほとんど同じという中で、米農家が77名減少しても同じだということは園芸作物が順調だったという理解でよろしいですか。

農業振興課長 ただいまの件についてですが、大きく見ますとそのような形になってございます。米の販売額が伸びなかった年、豪雨災害があり出荷量が減ったという年には園芸が好調で、高単価で推移したということもございまして、私も驚いているんですが、金額的に南部営農センターの販売額については大きな誤差がなく最近推移している状態でございます。その中でも園芸が伸びている、米が駄目なときは園芸が頑張っているという状況でございます。

5番 やはり販売額に関しては様々な要因があると思います。例えば天候不順あるいは自然災害、それから価格の上昇とかいろいろな要因はあるとは思いますが、米農家が77名減少しても順調に販売額が推移しているということは非常に好ましいことではないのかなと思っております。

続きまして、中小農家への支援策についてお伺いいたします。

答弁にあったように、種子や苗あるいは機械の導入経費等の支援をしてきたのは承知しておりますけれども、中古農機導入促進事業は補助率3分の1、上限80万円、米販売農家2戸以上という要件があるにもかかわらず、令和元年度決算で382万円、7グループに支援をしているわけです。令和元年度の決算ですから、今年はどうなっているか分かりませんが、令和2年度のこれまでの状況というのはどのようになっているのかお伺いします。

農業振興課長 中古農機導入促進事業のこれまでの状況でございますが、平成30年度からこの事業が始まりまして、平成30年度は4グループ、令和元年度は7グループ、今年度は5グループの申請を今のところ受け付けている状況でございます。

5番 今年度、今のところ5グループと。金額にして幾らになりますか。

農業振興課長 今年度の補助金の実績額ですが、345万6,000円に現在なっております。

5番 非常に高いんですね、令和元年度の決算額で320万円、今年も345万円ということで、今の段階です。非常に私はこの事業というのはよい事業だなと思っております。

ただ、まだまだ本当は増えるんじゃないかなと思うところもあるんです。というのは、もう

少し補助要件を緩和したらどうかなと思っていたところでした。例えば、補助要件として米販売農家2戸以上となっているわけですが、田植えとか稲刈りというものは時期が一緒になってくるわけですね。そして、補助申請する農家というのはどちらかといえば兼業農家とかそういう農家になってくるんだろうと。そうすれば、作業の時期を見れば、例えば土曜日とか日曜日とか限られてきてしまうと。そうなってくれば2戸以上というのは非常に障害になっているのかなというところもありますけれども、この辺は要件を緩和していただくということは考えていないでしょうか。

農業振興課長 ただいまの要件の緩和についてでございますが、本事業は中小規模の水稲栽培農家の機械の導入経費の軽減を目的として実施してきた事業でございます。機械のコストを低減させるほかのいい方法があればそちらをいろいろ検討することも可能なんです。今現在それがまだ見つかってない状態でございます。それで、これまでの利用された方々の声を聞きまして、いろいろな要望等も調べまして、また次の事業等を実施する際には検討を進めたいと思っております。

5番 そうするとこの事業は今年度限りで、来年度からはないということですね。

農業振興課長 この事業は、要綱等で今年度までと決まっている事業でございます。

5番 分かりました。

国が示している基本計画の中に、中小・家族経営など多様な経営体による地域の下支えということで様々明記しておりますけれども、生産現場においては中小・家族経営など多様な経営体が地域社会の維持に重要な役割を果たしている実態に鑑み、生産基盤の強化に取り組むとともに、産業政策と地域政策の両面からの支援を行うと、これが国の基本計画のようです。

そこで、地域を支えるのは何といても人だということで、人口減少を抑えるのに特効薬はありませんけれども、農業政策と地域政策はセットで進めるべきだろうと私は考えておりますけれども、町長、この点について町長の考えを伺います。

町長 全く同感でございます。今まで東北農政局長との意見交換会の中で私が常に申し上げておったのは、大規模農家の支援というのは国で今までもあったと、規模拡大が補助事業の要件であったり所得が向上することが要件であったりというのはあるんですが、地域を支えているのは中小農家であるということがあって、そういった意味では国としても中小農家を支えるような事業を考えていただきたいと要望しておりました。しかしながら、今までですとそれに対してはいい答えをいただけなかったんですが、食料・農業・農村基本計画、今年3月に出されたものの中にそういった文言が出たということについては、ちょっとだけ前進したのかなと思っております。

前にも述べましたとおり、農業がこの地域を支えている、農業をしている人材がこの舟形町を支えていると私は思っておりますので、ある意味やはりこの政策を進めていきたいと思っ

ております。

5番 時間ありませんので、もう1点だけお伺いいたします。

企業の農業参入は農業界と産業界の連携による地域農業の発展に資するとともに、担い手が不足している地域においては農地の受皿として期待されると国は示しておりますけれども、企業参入に関しては、私も反対するものではございませんけれども、一つだけお願いしておきたいと思います。外国企業の農地取得には十分に注意を払っていただきたいと、これだけお願いをして、私の質問を終わります。

議長 以上をもって、石山和春君の一般質問を終結いたします。

本日の日程はこれをもって全て終了いたしました。

あすは午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時23分 散会

令和2年12月9日（水曜日）

第4回舟形町議会定例会会議録

（第2日目）

令和2年舟形町議会第4回定例会第2日目

令和2年12月9日（水）

出席議員（9名）

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	9番 斎藤好彦
4番 小国浩文	10番 八鍬太
5番 石山和春	

欠席議員（1名）

8番 叶内富夫

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森富広	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤雅博
副町長	菅原正春	総務課財政係長	八鍬幸仁
会計管理者	須貝孝子	デジタルファースト推進室長	沼澤一征
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	小野芳喜	教育長	伊藤幸一
まちづくり課長	曾根田健	教育課長	鍛冶紀邦
健康福祉課長	沼澤伸一	代表監査委員	齊藤徹
住民税務課長	伊藤茂樹	監査委員事務局長	相馬昇
地域整備課長	伊藤秀樹		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬昇 主 事 伊藤優

議事日程

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第62号 令和2年度舟形町一般会計補正予算（第8号）について

日程第 3 議案第63号 令和2年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について

日程第 4 議案第64号 令和2年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1

号) について

日程第 5 議案第 65 号 令和 2 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算 (第 2 号)
について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時02分 開会

議長 それでは、皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数9名です。定足数に達しております。

ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問をお受けします。

順次発言を許可します。3番伊藤欽一君。

3番 おはようございます。

通告書のとおり1件質問させていただきます。

質問の主題は、下校時の交通安全、防犯対策についてでございます。

11月21日の山形新聞に「夜の反射材、命に直結」という記事が載っておりました。多くの皆さんもご覧になったと思います。11月16日に最上町の国道47号で道路を横断中の女性が車にはねられて亡くなる事故が起きております。県内で今年1月から10月まで夜間に車にはねられて亡くなった歩行者全員が夜光反射材を着用していなかったことが県警交通企画課のまとめで分かりました。また、事故に遭った歩行者の9割以上が反射材を身につけていなかったと報じられております。特に心配されているのが高齢歩行者の事故ですが、児童生徒も同様に危険はあるが、事故に遭っていないだけだと思わなければならないのでは。

日没が早まる秋から特に雨が降っている夕暮れ時などは危険な時間帯です。11月初旬の夕方、傘を差して下校する1人の生徒を見つけました。服装も黒っぽく、防犯灯もなく、暗く、対向車のライトで見落とす可能性もあり、大変危険と感じました。帰宅する本人も危険と感じているのではないかと心配になりました。

夕方に学校から徒歩で帰宅する場合の児童生徒への学校での声かけや指導はなされているのか、夜光反射材的なものは着用するようにしているのか、また不審者からの退避方法などの指導、訓練はしているのか、スクールバスから下車し、徒歩で帰宅するまでの危険箇所などの調査及び把握はどのようにしているのか、町長に伺います。

町長 おはようございます。それでは、3番伊藤欽一議員の下校時の交通安全、防犯対策についてのご質問にお答えします。

児童生徒が安心安全に通学できるよう、PTA、学校、防犯協会、安協舟形支部、交通安全母の会、民生児童委員協議会、教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関が連携し、共通した認識を持ちながら通学時の安全対策を推進していくことは大変重要なことであると認識しており、小中学校においては登下校時の交通安全指導を毎年計画的に行っております。

当町においては、徒歩通学の児童生徒は約3割となっており、スクールバスによる通学が多数を占めておりますが、小学校ではバスの乗降場所までの経路を含む通学路の安全確認について、前年度中に校外生活委員の協力を得ながら地域の目を通して確認いただいております。また、中学校では毎日通る道を担任が確認した上で通学路として認めることとしております。

徒歩通学の児童生徒への下校指導については、小学校では新入生に対して毎年4月に教職員と一緒に下校する指導を実施しております。このほか、年3回の下校指導を行う中で、時期に応じて、視界が悪くなり、音が聞こえにくい雨天時を想定した指導や、薄暮時の安全な下校、積雪時の安全な歩行、流雪溝、屋根からの落雪への注意などを行っております。

不審者対策の指導も毎年実施しております。特に、小学校下学年に対しては、最上教育事務所の青少年安全指導担当者を講師にお願いし、退避方法について重点的に指導いただいております。

一方、反射材等の着用についてであります。中学校の通学かばんには反射材が標準装着されていますが、小学校のランドセルには装備されていない場合が多く、また交通安全母の会が新入生に配付しているランドセルカバーには反射材がついているものの、学年が上がるとカバーを外してしまうため、児童によって対応がまちまちでありました。そこで、先週、児童生徒全員にシール式の反射材を配付し、小中学校において安全対策として装着の指導をしていただいたところであります。

学校では、このほか交通安全対策の一つとして、平成24年度以降、県と連携した通学路の合同点検を行っております。これまで外側線や中央線、ドットラインの標示、側溝整備などを実施していただき、平成29年には長沢旧JAスタンド跡地付近の減速路面標示を設置していただきました。

また、町でも、毎年、新庄警察署に交通事故防止への必要な対応を要望しております。横断歩道の塗装については、昨年度は舟形中学校前や幅地区、一の関地区など、今年度は中央公民館前や郵便局、舟形十字路などについて対応をしていただきました。

今後ともこのような取組を継続するとともに、関係機関や学校、PTAとの連携を強化し、通学路の安全に資する様々な施策を推進して、通学時における、より一層の安全確保に努めてまいります。

なお、小中学生以外の町民、特に高齢歩行者に対する交通安全対策についても、関係機関との連携を行うとともに、夜光反射材等の活用啓発や服装の工夫、交通ルールの確認等を機会を捉えて行いながら、町全体として交通事故防止対策を推進してまいります。

3番 ただいまの答弁に対しまして何点か再質問させていただきます。

まずPTAをはじめ多くの関係機関と連携して通学路の安全対策を推進することは、答弁のとおりごもっともと考えております。しかしながら、この多くの組織において果たして共通

した認識を共有できているのか、いささか不安だなと思っております。その共通した認識、
どういった項目を認識して捉え、どういった方策で横の連携を取られているのかお伺いした
いと思います。

町長 各種団体ございます。舟形町の交通安全協議会の会長は私になっておりまして、そういっ
た意味で町民の交通安全という部分については一貫して各組織の方々と共通しておるもので
あります。また、個別の小学生、中学生あるいは保育所については、それぞれの担当する学
校であったり保育所であったりが主に担当するんですが、それら全般の安全対策というもの、
それが子供たちとかお年寄りを交通事故に遭わせないということでの危険箇所等のチェック
等についてもそれぞれの団体で共有していると私は思っております。

3番 確かにそのとおりだと思います。その団体団体でいろいろな洗い出しをやって危険箇所等
々の作成はしていると思うんですけども、それをどのようにして横の連携を取って、1の
点でなくて線にしているのかなと、そこところが非常に見えない。私も学校の役員をやっ
ているときに、そういったPTAはPTAで、また学校評議員、そういうところではやって
いますけれども、それが警察署とか安協とかその横の連絡が果たして今なっているのか、
同じ認識の下で共有できているのか、そこら辺が不安だなということで確認したいと思っ
たところです。そこら辺はどうなっていますか。

町長 最近、通学路の事故というものが数年前に全国的にも話題になりましたので、警察の方
々、それから母の会等々、学校関係者等々、通学路等の見回り等と申しますか、そういった
ことも一緒にやっております。先ほど答弁で申し上げましたとおり、それによって危険な箇
所等についてはその対策を行っているという状況でありますので、そういった情報の共有と
いうものについては以前よりは十分にできているものと思っております。

3番 この答弁にはなかったんですけども、見守り隊の記述が載ってないようなんですけども、
見守り隊という活動は現在どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

議長 暫時休憩します。

午前10時17分 休憩

午前10時17分 再開

議長 再開します。

住民税務課長 見守り隊につきましては、随分前に黄色いステッカー、見守り隊というステッ
カーを車に貼って回ったことになるかと思いますが、現在につきましては防犯協会と安協舟形
支部で青パトの措置をしていただきまして、随時回っていただくようお願いをしており
ますし、また郵便局と協定を結び、配達の際、見守りをしていただくという協定を結んでおり
ますので、現在はそれに対応しております。

3番 青パトの役割と見守り隊は見守り隊だと思うんですけども、よく新庄市、酒田市、山形市、そこら辺を見ますと見守り隊というベストをつけて交差点とかそういうところで交通指導を結構やっている姿が見えるんです。

今、課長答弁していただいたんですけども、それに加えて、以前に通学路上で何かあった場合に民家に逃げ込むというような、そういう対策も取られていました。今、統合なってあれなんですけれども、長沢小学校のときには自宅に帰る途中のここの呉服屋さんとかここのお店に何かあったら逃げ込むとか、それもたしかステッカーとか何かそのおうちに渡してそういうことをやったと思うんですけども、今、スクールバスが結構細部まで行っていると思うんですけども、そのスクールバスから降りた後、そういう何かあった場合のためにそれも必要なかなと思っているんですけども、今そういった駆け込み寺ではないんですけども、逃げ込む場所というのは町で確保しているのでしょうか。

住民税務課長 新庄警察署で防犯連絡委員を各駐在ごとに選任していただいております。その中で、その連絡員の玄関に防犯連絡所というたしか縦長の看板を下げていたかと思えます。新庄警察署から依頼されている方のうちにつきましてはその看板が表示になっているかと思えます。町では独自に連絡所ということでいろいろなところ設けてございません。

3番 それは、例えば保護者とか子供たち、児童生徒に周知されているのか、そこら辺が、警察署からお願いしているとしても、実際に逃げ込む子供たち、児童生徒が分からなければ何にもならないんじゃないかなと思います。そこら辺、児童生徒もしくは保護者等に、ここがそうなっているよというマップとかなんとかで住宅地図にマーキングして周知をすとか、そういうことはやっているのでしょうか。

議長 暫時休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時22分 再開

議長 再開します。

教育課長 学校での指導がなされているかという点でございますけれども、まずそういった非常時の際に逃げ込むというところのステッカー等を表示している部分があるというところは私どもも認識しておりまして、学校でも認識していると思えます。

学校で防犯指導を行う際には、現在、不審者等そういう不安を感じたときにはまず大声を出すであるとか逃げるというような指導を中心に行っているところですけども、今ご質問にありましたステッカーが貼られているからそこにまずは逃げ込みなさいというような具体的な指導がなされたかどうかについては確認できておりませんので、学校に問い合わせたいと思います。

3番 今回の件に付随してなんですけれども、通学路の認定というのが担任の先生が確認して通学路として認めているというのが答弁にありますけれども、その時点で先生に、今、課長が言われたようなこと、ここがそうなのというの先生たちも知らないということなんですよね。

もう1点は、通学路の認定というか、通学路として認めるというのは、それは学校の担任の先生が歩いて認めるだけであって、その認めるに関して委員会はどのような関わりを持っているのかお伺いします。

教育課長 通学路、経路に関しましては、学校で安全を確認して認めていると把握しております。教育委員会としては、再度その経路についての具体的な調査というところまではしていない状況でございます。

3番 児童生徒が少なくなっている中で、1人の子供も事故に遭っては駄目だし、そういう危険な目に遭っては駄目だということで、PTA等いろいろな組織ともう一度協議して、危険箇所の洗い出しとか実際にやって、子供たちに周知をしていかないと、自分たちの命を守るにはどうするか、そこら辺もう一度委員会としても徹底して、答弁の中にもありますけれども、もう一度ちゃんと通学路を調査して、危険な箇所の洗い出し、そして児童生徒にちゃんと周知徹底をしていく、それは行政の仕事だと思うので、そこら辺をまずは徹底してやっていただきたいなと考えるところであります。

もう1点というか、質問したいのは、毎年4月に教職員と一緒に下校する指導している、それは新1年生だと思うんですけれども、このほか年3回の下校指導を行っているということで、その中で雨天時を想定した指導とかいろいろあるんですけれども、年3回の下校指導というのは、時期はいつ頃やっているのかお伺いしたいと思います。

教育課長 指導の時期ですけれども、まず4月に年度当初の指導というところで行っております。それから、梅雨に入る前の6月頃に2回目の指導、それから10月頃に薄暮等を想定して、日が短くなった頃に指導ということで行っているところです。それから、降雪期の歩行の仕方とかということで1月ぐらいに指導するという計画でございます。

3番 ここに「想定した指導」と記述されているんですけれども、実際に例えば雨天時に傘を差して指導するとかそういうんでなくて、雨が降ったらこうだよ、この箇所は危ないからこう歩くんだよと、現地指導でなくて、あくまでも想定した指導をしているという解釈ですか。

教育課長 一般的に傘を差したとき、それから視界が悪くなるので傘の差し方であったり、雨の音で聞こえなくなったりということ認識させるということで、具体的にあなたはここ、あなたはここが危険というところまではできているかどうかについては把握しておりません。一般的な指導というところで認識しております。

3番 大人であればある程度分かると思うんですけれども、実際に経験がない子供たちが果たし

てそういった口頭だけで理解できるのかなと、本当に危険と感ずるのかなと、今の答弁で非常に不安に思いました。特にこれから降雪期に入るわけですが、屋根からの雪崩がございます。その通学路を歩いて、ここは特に雪崩が、雪が落ちてくるから危険だよと、実際にある程度若干雪が降ってからそういうところと一緒に見て歩くのが一番子供たちの安全対策というか、不安を回避するにはいいのかなと思うんですけども、雪に対するそういった屋根の雪崩に対しても実際に現地確認というのはやられてないということだと思んですけども、これは先生たちはどうなんですか、やられているんですか。

教育課長 降雪期の経路につきましては、大体雪崩が起きる、雪が落ちてくる場所というのは、これまでの実績といいますか、経験上も把握しております。学校でもそれは個別に、ここが危ないので、ここは軒下から離れて歩くようにとか反対側を歩くようにとかという具体的な指導には至っております。

なお、そういった通学路上で例えば工事が入って道幅が狭くなっているとかそういった情報が入った際には、委員会でも学校と連絡を取って、ここは道が狭くなるので注意するようにという指導をその都度していただくように働きかけておりますので、そういった実際に危険な箇所が把握できる場所については個別の指導を行っておりますけれども、例えば雨天時、大雨で音が聞こえない、それは場所が特定できませんので、そういった場合は一般的な指導にとどまるということになっております。

3番 分かりました。ただ、例えば雨天時想定なら、雨天時に傘を持って外に出て、その音がどの程度聞こえるか実体験、これは必要でないかなと思いますので、そこら辺、学校のカリキュラムもあると思うんですけども、実際に傘を差して、例えば雨具を着て、どの程度聞こえないか、言葉だけでなく実際に体験させる、それが必要でないかなと思います。

雪崩に関しても、個別にやっていると言っておりますけれども、やはりある程度雪が降ってから実際に危険な箇所を目で見て、そういうふうにしておかないと口頭だけではちょっとどうなのかなと思いますので、今後そういったところも十分検討していただきたいなと思うところであります。

続いて、最上教育事務所の青少年安全指導担当者を講師にお願いしてということで、避難方法をやっているようなんですけども、「重点的に指導していただいております」と、その重点的な指導というのはどういったものなのかお伺いしたいと思います。

教育課長 重点的な指導というのは、下学年に対して直接指導を行っているということでございますけれども、先ほど申し上げました大声を出す、危険を感じたらとか不審な場面に遭遇したら大声を出す、まずは即座に逃げるとか、安易に会話をしないですとか、そういった指導を、まだ下学年、1・2・3年生についてはそういった状況がなかなか一般的な口頭では学習できないという部分もありますので、そういった指導者の方をお招きしての実際にやらせ

てみてというような指導をそこに限ってしております。

3番 ちなみに、以前だと何かあった場合にベルが鳴るような何かありましたけれども、あれは今でも子供たちは使っているのでしょうか。

教育課長 現在、呼子といいますか、笛を使えるように学校で配付しております。

3番 呼子というと、よく交通誘導員が鳴らすピーという呼子ですか。

教育課長 基本的には吹くタイプですので、防犯ブザーといいますか、そういったタイプのものではございません。

3番 防犯ブザーというのは、今は子供たちは持っていないということですか。

教育課長 それもそれぞれご家庭で持たせているご家庭もありますけれども、全員に配付ということは防犯ブザーについてはしておりません。

3番 分かりました。

それでは次に、夜光反射材について質問させていただきますけれども、中学校のかばんには標準装備されているということですが、反射材の形状に関しての制約とかというものはあるのでしょうか。

教育課長 形状とか能力といった部分についての把握はしておりません。中学生のかばんについては、背負う腕のところと後ろのところの二、三十センチぐらいの反射材が装着されておりますし、夜、光が当てられると反射するという機能を有しておりますので、その具体的な能力の数値的なものまでは把握してないです。

3番 反射材の形状に関して、ないという認識をさせていただきますけれども、児童生徒全員にシールの反射材を配付して装着の指導をしたということですが、私が出した通告書は11月24日に提出しているんですけれども、それを受けてのこういった指導なのかなと思うんですけれども。

教育課長 議員のおっしゃるとおりでございます。今回の反射材の配付につきましては、質問の内容を確認させていただいた後に学校にもいろいろ問い合わせて、反射材をしている児童、していない児童、中学生についてはかばんに全てついておりますので、ついておったんですけれども、小学校のランドセルについて幅がありましたので、薄暮の時期ということもありまして、早めに対応するために、交通安全のほうと協力して既存の反射材を即座に配付したという状況でございます。

3番 本来であれば、こういった質問する前に、1年に1回とか2年に1回とかそういった確認をして安全を確保してやるというのが筋なのかなと思いますけれども、今回この質問を機にそういう動きがあったということで、1つは評価するところではあります。

あと、平成24年以降、県と連携した通学路の合同点検ということがあるんですけれども、県と連携した通学路の合同点検というのは、これは何かあったときなのか、それとも定期的に

何年か置きにということをやっているのかお伺いしたい。

教育課長 合同点検につきましては、年に1回定期的に行っておるもので、教育委員会からも直接職員が参加しまして、現場を確認するということになっております。

3番 こういったことは、特に降雪で除雪が入り、かなり道路も傷むし、そういうことを考えれば、定期的にやって通学路の安全を確保するというのを目的として、これからますますそういう事故等のないように連携してやっていただきたいなと思います。県だけでなく、例えばPTAとかいろいろな防犯協会とかあるので、そういったいろいろな職種の方々とそれぞれ横の連携を取りながら、危険な箇所とかそれを把握して、つぶさにそれを解消していく、そういう取組をやっていただきたいなと思うところであります。

夜光反射材の活用ということで、委員会でそういうことを取り付けるようにやっていただいたんですけれども、昨日、斎藤議員の一般質問の答弁にもありましたけれども、縄文の女神は、これは今日の山新にも出ていましたけれども、出土した当地の舟形町にあるべきで、地域住民の盛り上がりが非常に大切だよということでもあります。先ほどシールに関して制約がないという答弁でありましたので、例えば舟形町、縄文の女神、これは国宝として全国に知られているわけでございます。それを利用して、縄文の女神をモチーフにしたシール、それを子供たちだけでなく、町民全部とまでは言いませんけれども、ある程度そういった必要とされる方、高齢者の方、そういうところに配付して、町民全てに縄文の女神というのをもう一度意識の高揚を図っていく一つの起爆剤にもなるのかなと私は提案したいと思います。もう1点は、できれば小学校、中学校、高校生、そこら辺からデザインなどを募集して、話題性をもって安全対策にしていけたらなと提案したいと思いますけれども、どうでしょうか。

教育長 昨日の一般質問のつながりもあり、また交通安全という観点でのお話で、大変ありがたく受け止めております。

ステッカーのデザインについては、経費のかかることでもありますし、縄文のPRといえますか、そういう意味では大変有効かなと思いますので、そういったことがいろいろ関係機関の中で許されるものであれば、財政的なところで予算を、町というか、教育委員会になるか、防犯協会、町民税務課になるか分かりませんが、検討させていただきたいと思います。

3番 ぜひとも、交通安全と縄文の女神を組み合わせ、町民の意識の高揚とそういったものを図るような対策、確かに経費はかかるとは思いますけれども、これが将来につながるものであれば、そこら辺、予算を捻出してぜひとも実現していただけたら、今後の舟形町にとってもある程度縄文の女神に関してもまた周りから見目が違って来るのかなと思いますので、検討は検討だと思いますけれども、検討でなくて、できるだけ実行できるような検討をしていただきたいと思います。答弁は要りません。

これは追ってまたいずれの機会に質問したいなと思いますので、できるだけ実効のある、こ

れからの動きに期待をしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長 以上をもって、伊藤欽一君の一般質問を終結いたします。

続きまして、1番叶内昌樹君。

1番 おはようございます。

それでは、通告書に伴い、次のとおり1点の主題として質問したいと思います。

1つとしまして、中学校の現状の課題についてでございます。

令和2年3月定例会で7番議員の一般質問の答弁において、中学校の移転か改修かの方針の具体的な計画立案を全体スケジュールを踏まえた上で相当な時間をかけて行っていくと答弁され、令和2年度中に方針を示すことと思われませんが、いずれにせよ数年かかることが想定されることとは思いますが、現校舎の課題点について質問したいと思います。

コロナ禍において学校生活が一変し、教職員や生徒は新しい学校生活を余儀なくされる中、教育委員会では学校現場に様々な対応をしていただき、感謝いたします。

しかしながら、近年では生徒数の減少により1学年1クラスで大変な密になっているものと感じられ、総合学習での技術や美術で道具を利用する授業においては後片づけ等の時間が大変だと聞いていますが、学校側からのコロナ禍対策の必要事項をどのように聞いて対応しているのか伺います。

さらに、中学校のグラウンドに関わる状況についてであります。現在の夜間練習用の照明は、平成19年度末に猿羽根山スキー場で使用していたナイター照明を農村環境改善センターグラウンドと中学校のグラウンドに移設したようですが、中学校のグラウンド照明は全体的にグラウンドを照らすように思えないのですが、クラブ活動においてグラウンドの暗さや照明の位置、またグラウンドの道路側の簡易ネットフェンスが低く、影響があると思うのですが、中学校の移転や改修には相当な時間がかかるのであれば、早急な対応が必要ではないかと思えます。

関連しまして、若あゆ温泉多目的グラウンドの照明も平成21年度に廃止されていますが、活用の検討はあるのか、町長の意見をお伺いします。

町長 それでは、1番叶内昌樹議員の中学校の現状の課題についてのご質問にお答えします。

今年度の中学校の生徒数は、1年生が40人、2年生が42人、3年生が48人で、普通学級は1年生と2年生が1クラス、3年生が2クラスとなっております。1年生と2年生は40人1学級で、これは国が定める学級編制の基準における最大人数であり、3密を避けることは難しく、課題と考えております。

そのため、学校では、コロナ禍において、毎日の健康観察や手指の消毒、手洗い、小まめな換気を行うとともに、使用した教室の机や椅子については教職員が手分けして毎日消毒作業を行い、感染症予防に努めてまいりました。こうした対応は、教職員にとって大変な負担に

なっていたことと思います。学校からは消毒作業が一番の負担であるという話も聞いておりました。

そこで、県が募集しているスクールサポートスタッフ配置事業を活用し、施設の消毒作業等を行う職員を小中学校にそれぞれ1名配置していただくことができました。9月からスクールサポートスタッフとして、小中学校の教職員の負担軽減のために有効活用していただいております。中学校では授業終わりの教室や部活動終了後の体育館の消毒作業を毎日行っていただいております。

一方、今回ご指摘にあった美術や技術の教科などは器具や工具を多く使用するため、消毒する用品も多いのですが、時間的な制約や安全管理の面からスクールサポートスタッフにお願いしていないようでありました。学校内での優先順位もありますので、学校長に総合的に判断していただき、教職員の負担軽減に努めてまいりたいと思います。

次に、中学校のグラウンド設備についてですが、東側の簡易ネットフェンスが低いために、授業中や部活動、クラブ活動中にボールがネットを越えてしまう場面が度々あるようです。中学校と相談させていただき、次年度に向けた具体的な対応を検討していきたいと思います。

夜間照明については、猿羽根山スキー場で使用していた照明を再活用しているというのはご指摘のとおりです。十分な明るさは確保できませんが、もともと正規の設置基準を満たすような照明設備を整備することは困難な中で、活動できる程度の明かりがあればという保護者の要望に応えたものと思います。活動に支障がなければ今後も有効に利用していただきたいと思います。

なお、照明器具の角度を調整することで照射範囲が改善する場合がありますので、担当までご相談ください。

また、若あゆ温泉多目的グラウンドの照明については、当該グラウンドの夜間の使用回数が少なく、利用者からの照明使用料収入と電気料金の支出が大きく乖離してしまったことから、現在は電力の契約を行っておりません。照明の活用については、今後のグラウンド自体の活用方法と併せて検討を進めてまいります。

1番 それでは、答弁書に伴って再度質問させていただきたいと思います。

中学校の国が定める学級編制の40人学級というのが、今回のコロナ禍によって5月から始まったときに、密を考えるとといったときに、先生方が密を緩和できないという指摘がありまして、1クラス、改築して少しは増設したものの、40人のクラスがすごい狭い感じがありまして、ましてや中学校になれば成長期でありまして、体も大きくなり、とても窮屈な感じに思えたところでした。全国的にも少人数学級というような署名活動も行っているわけですが、子供たちや教職員に無理がかかっているというのは今年1年を通して分かったことだと思います。

その中で、平日の授業の増、遊びの制限、行事の縮小、中止、夏休みの縮減などが打ち出され、子供たちや教職員の息苦しさを増大させていたのではないのでしょうか。それに伴ってですけれども、1クラス40人であるがゆえでのコロナ対策についてですけれども、今季の換気の場合ですけれども、東北地方は雪国であり、換気をするというのは生徒にとっても大変厳しいのかなと思います。先日、高校の役員会でも教師から換気のやり方を教職員も一定にしてくれという話題が出ました。先生によって換気の仕方が違ったりすると教室が一気に冷めてしまったりするわけでありますので、その点について冬場の換気をどのようにしていくのかお伺いしたいと思います。

町長 子供のクラス編制については、私も県の教育委員会、さらには文科省までお願いをしているところであります。

舟形中学校について、建築される際に、庄内の生徒数を見越して教室の設計が35人という設計がなされていると記憶しております。現在の定員数に合わせていくと40人まで1クラスだということがあるもんですから、無理無理、教室だけでは入り切れないので、廊下を潰して1つの教室を造っております。それがために非常階段を移設したり、各自治体、学校学校で非常な対応をしているんだということを常に申し上げております。その設計されている教室のパイに合ったようなクラス編制をお願いしたいということで、それに関係してくるのが教職員の数ということになるわけですが、県から派遣されるのは40人1クラスということがあるもんですから、教室自体は1学年2クラスずつありますので、分けることは可能なんです、教職員の数がそれだけ配置されてこないという現実があるもんですから、1クラスずつにせざるを得ないということで、今のところ非常に困っているところであります。廊下を潰して2クラスの教室を2つは造っているんですが、3学年が1クラス全部40人になりますと廊下を潰すところがもう既になくなってきているということで、新たなことを考えていかなければいけないという一つ大きな現実があります。

そういった中で、このたびのコロナ禍ということで、密接を避けろということをやられているわけですが、そこにも教職員の配置という部分がありますので、なかなか思うようにいかないということで、いろいろエアコンとかそういった冷暖房のことについて非常に効率的な換気扇の配置ということを相談しながら設置しているところであります。

その換気扇等の設備の設置については教育委員会より答弁をさせていただきます。

教育課長 換気の必要性というところが言われておまして、学校におきましても換気をするために窓を開けての対応、それから換気扇を設置稼働しての対応というところを行っているところですが、夏場については冷房をかけながら窓を開けるということで冷房効果が薄れる中での対応でしたけれども、これから冬場に入りますと暖房をかけながら窓を開けるという対応が必要となってまいります。

現在、学校では、冬場に、雪国ですのでそういった対応も限度があるというところも踏まえまして、教室内とか部屋の中の空気の流れを数値的に判断できるようにCO₂測定器というものの購入を今発注しているさなかでございます。これを購入することで、室内の空気のCO₂濃度が下がったということが分かれば、ある程度の判断基準として空気が換気されたということで一旦窓を閉める、また濃度が上がってくればもう一度換気をするというような対応を考えているところで、ただその機器につきましても品薄の状況でもあり、なかなか手配が間に合っていないところもあるんですけども、そういった機器を活用して、それぞれ個人の判断ではなくて、実際のデータに基づいて何分間で換気なるというような状況を把握しながら小中学校の教室内の環境というものを考慮した授業を行っていきたいという計画でおります。

1番 誠にいい対応だと思います。夏場におかれましては、先生からは「舟形はエアコンがあつてすばらしい。ただ、コロナ禍で窓を開けてエアコンをつけてしろという何か皮肉な状況になった」ということも聞いていますけれども、夏期においてはまだコロナ禍の対応策というのがなかなか出てなくて、多分困惑した中だと思います。確かに冬場に関しても、今言われましたCO₂を感知するシステムを導入するということでもありますけれども、いかに教室の壁の温度だったりとかそういうものを下げない状況で換気をすれば、何とか、一瞬は冷えますけれども、部屋全体を冷やすよりは一定時期に換気するという形に対しては今のCO₂濃度を計るのは最高だと思いました。ありがとうございます。

それに伴ってですけれども、40人が、廊下を潰して広くしたものの、やはり狭いということも重々私も認識しておりますけれども、私、9月定例会でも話題にしましたタブレットの活用方法について、1つは、12月中に配付されるということで伺いましたけれども、日にち等が出ているのか、いつ配付されるのかが1点と、あとタブレットの教育の方向性というか、最初の配付したときにメーカーだったりとか専門分野の人からの生徒への指導等があるのか等をお伺いして、全国的にタブレットが導入されるわけですけれども、活動の中でうまく使えるような、最低限の最初の段階がないとただの宝の持ち腐れになってしまうと思いますので、全国的にデジタル化の遅れというのは世界の中でも日本は遅れているほうだと思いますので、せっかくそういう機会を得たわけですから、最低限ここは教育現場に生かしていかなければいけないというものがあれば、スタート時の方向性をお聞きしたい。

教育課長 まずタブレットの納入時期、納入日ですけれども、こちらはまだ日にちが確定しておりませんので、ただ現在の小中学校の通信環境の整備は終わりましたので、タブレットは既に業者には来ておりまして、設定作業を今しているという状況だと聞いておりますので、何とか今月中に納品をいただけるように手配しているところでございます。

まず導入からの使い方ということになりますけれども、学校の先生方に対する直接の使い方等の指導につきましては、納入になりましたら、担当業者、納入業者もしくはICT支援員

とも連携してそういった使い方の指導というのは当然行っていくことにしております。

使い方のいろいろな方法というところ、活用の仕方というところも文科省なり県からこういった事例があるということを示されておりました、学校にも通達しているところですけども、大体のイメージとか教科によったり先生によったりということだと思っているところはあると思います。

そんな中で、今年度については、タブレットが来たと同時に100%活用した授業が直ちに始まることは委員会では考えておりません。まずはそれを使って、手に取って徐々に慣れていくという段階を踏まないと、先生方もこれから手探りで授業を作っていかなければいけないという状況でございますので、今年度まずはタブレットの実機を操作しながら子供たちにも使わせながら慣れていただくことを今年度は主眼としておりました、来年度から計画的な活用をICT支援員等の指導の下、作り上げていきたいというスケジュールでございます。

1番 3年生にとっては受験シーズンということで、逆に、タブレットが今入って、タブレットを使った授業というのはちょっと負担があるのかなと思います。今、3年生は2クラスということでありますので、タブレットなしの状況でも先生と生徒の数がうまく調和していますので、いいのかなと思いますけれども、来年度に向けてですけれども、1年生、2年生の1クラス、ましてや次の年とかも1クラスになることが想定されるわけですけども、せっかくタブレット、この間PTAの学年懇談会の際にもちょっと話ししましたけれども、タブレットを最大限に活用するためには、また密を避けるために、タブレットを活用すれば2クラス編制もできるのかなと私的には簡単に思ってしまうんですけども、そういうことが可能であれば今の1・2年生に1月の登校時からそういう工夫を凝らしたようなタブレットの使用方法もあればいいのかなと思いますけれども、その点についてどう思われますか。

教育長 タブレットの活用についてということで、まだ具体的にはという話を課長からも説明しましたけれども、管理の部分と授業づくりにどう生かしていくかということ、それから学力の定着のための活用とか様々な観点での使い方があると思います。それを一律にととなると、例えば中学校であれば教科担任であって、小学校であればクラス担任ということでの学級経営になってきます。それぞれ先生方がどのように有効に活用するかということだと思えます。

今、電子黒板も入っております、そこに教育支援員、町の単独の支援員が机を回って、それをタブレットに映して、電子黒板にという授業のやり方もやっています。それが、それぞれ生徒が持っていれば回らなくても電子黒板に映されるということもあると思います。

いずれにしても、授業づくりについては一律ではないので、そういった学校の先生方がどこまでICTについて活用できるか、可能性としての情報だけは教育委員会から提示をさせていただいて、少しずつ授業の向上、効果を検証しながら検討していきたいと思っています。

1番 なるだけいい活用方法で導入した後の活用をしていただきたいと思います。この点につい

ては以上です。

次にですけれども、県で募集しているスクールサポートスタッフの配備を9月からなさっているようですけれども、これは先生方の負担軽減という形で全国的にも広がっているようなこととは思いますが、これは要項というのは自治体とか学校によつての募集の仕方とか等もあるようなんですけれども、これは県に要望して入ってくるのか、それとも町が要望して来てもらうのか、そういう審査的なものがあるのか、何か資格とか要らないようなことのようにも思いますが、どういう形で入っているのか教えてください。

教育課長 スクールサポートスタッフの配置につきましては、県が県下に募集を一斉にかけております。そのときにスクールサポートスタッフの方が例えば最上地区で働きたいとかそういった要望を取っているようですけれども、各学校でもそれに合わせて、舟形町でも欲しいという要望を県に上げるとそこで県でマッチングしていただきまして、こういう方がいるのでどうですかというご紹介を受けて、その方と町で判断させていただいて、じゃお願いしますという流れでの採用になっております。

1番 そのスクールサポートスタッフであります、答弁書の中に、消毒作業等を行っているようですが、時間的な制約や安全管理の面からという答弁ありましたけれども、どういう頻度で時間帯を、毎日どのくらいの時間帯で働いているのか教えていただければと思います。

教育課長 スクールサポートスタッフにつきましては、毎日7時間勤務ということで、小中学校で働いておりますけれども、時間帯については学校の都合で勤務時間の調整をしております。中学校においては部活がありますので、部活終わりまでということで6時もしくは6時半ぐらいまでの時間帯での勤務となりますけれども、学校の中でこの部分を消毒してほしいという部分についてそれぞれ調整しまして、例えば中学校の場合ですと、学校の先生が授業終わりに消毒してほしい場合に、スケジュール表にシールなりマークをして、その掲示板を見てスクールサポートスタッフの人が行って消毒作業をするというようなことで活用しているようです。

その際に、今回答弁の中で出てきました時間的な制約という部分ですけれども、制約の中身については、例えば技術とか美術のそういった道具を使う授業につきましては、先生はすぐ次の授業が始まってしまうというようなこともございます。そういった短時間の中で作業しなければいけないという部分と、理科ですとか教科によっては教室自体に鍵をかけて、危険のないように、危険な薬品等も扱いますので、鍵をかけてしまう関係で、スクールサポートスタッフだけでは作業させられないというようなこともございます。そういったときには先生と一緒に作業が求められますので、時間的な制約を受けてしまうのかなということで聞いております。

冒頭で7時間と申し上げましたけれども、勤務時間は6時間ということで、小学校1人、中

学校1人を配備しているところです。

1番 先生方にとっては大変よいのかなと思います。これは、コロナ禍での消毒作業ではなくて、先生たちの多忙を軽減するために多分立ち上がったものだと思いますけれども、今年の現状としては主に消毒作業等をしているようですけれども、いろいろなことができるスタッフだと思えますけれども、今回中学校の質問ですけれども、小学校、中学校、ほかにどのようなサポートをしているのか教えてください。

教育課長 スクールサポートスタッフの業務内容につきましては、幅広に、例えば先生方のお手伝いの印刷業務だったり宿題等の確認だったりということも大丈夫だよという要項になっております。ただ、使い方につきましては、学校長で指示を出してお願いしておりますので、あくまでもそこにとらわれずに学校の判断で、例えば消毒だけであれば消毒に専念してほしいという使い方も可能となっております。

中学校についてはほとんどが消毒作業で回っていただきまして、消毒作業の最中に教室等の施錠確認であったり、若干ごみが落ちていたらその辺りを拾ったりというような清掃部分もあるかと思えますけれども、消毒作業中心となっております。

小学校でも内容は同様なんですけど、小学校ではそのほかに学習指導員という同じような県の制度で配置されている方が2名おります。こちらについては支援内容については先生方等の支援を行えるということなんですけれども、小学校においてはこちらの方も含めて消毒作業を中心に行っていただいているという現状がありまして、なお小学校ではこのほかこの方々で校舎周りの掃き掃除ですとかそういった清掃部分についてもいろいろと動きながら、足りない部分、手が回っていない部分を対応していただいていると聞いております。

1番 ありがとうございます。先生たちにとっては大変助かっていると思います。今後とも継続するようによろしくお願いします。

続いてですけれども、中学校のグラウンドに対しての質問ですけれども、中学校は築37年ということで、今年度中にどういう方向性を示すかということの方針でありますけれども、いずれにせよ、しばらく時間がかかる中で、平成19年度に猿羽根山スキー場から普通だと照明がつかないはずのところに照明がついたという中で、活動ができる範囲という形で設置したようでありますけれども、全体的に見ると体育館の南側に集中しているような形で、実際全部の部活がうまくできるのかなという、北側には、さっき角度調整すれば何とかかなという話がありましたけれども、北側には一切照明がない状態でありますので、私も長年ほかの部をしながらグラウンドの現状を見ますと非常に、サッカーのほうですけれども、暗く感じて、単純に言うと半面しか夜間は使用できないように思えて、コーチとか先生とかにも聞いたら、現状で活動しているので別にそんな問題はないとはいうものの、全体を使えればなおありがたいという声をいただきました。

実際、この間のPTAの懇談会でもその話題が出まして、中学校、小学校と、あとは13回の議会報告会のときにも保護者からそういう意見が出まして、まずは簡易ネット、東側の簡易ネット、何か町長が役場にいる頃、そこに今のネットを対応してくれたとか話も聞いたんですけども、現状、活動する上で、ボールがバウンドが大きいもので、身長の高さぐらいのネットだと越えてしまって、追いかけれない、ましてやボールが道路まで転げ落ちるときもあるという話を聞きましたので、これは保護者等が簡易ネットの設置をしているようですけども、人の手が届く高さのネットではボールは越えてしまうのではないかとということで、来年度に向けて検討していくということでありますけれども、活動、学校の授業等に支障がないような方向でお願いしたいと思います。

照明につきましては、この間のPTAの懇談会のときは、施設を使って、町の施設を有効活用という話をお聞きしまして、私も堀内改善グラウンドの寸法を測ってまいりました。あそこを多目的に使えという話でありますけれども、中学校、使うことはないですけども、中学校が使う際には103メートルの距離が必要であります、サッカー場にしては。少年サッカーでは大体63メートルありまして、改善グラウンドは75メートルありました。だから直線的には取れるのかなと思いますけれども、今度横幅が50メートル要るということで、野球のマウンドと重なってしまうような形になって、これを有効活用しろという形になると、今、町の施設でもありますので有効活用することは分かるんですけども、実際現状としましては野球の保護者の方々が整備し整えている中で、そこでサッカーもすると、マウンド、野球場にも支障が出るのかなと。やはり広さ的には足りないと思ひまして、1つは町の温泉にある多目的グラウンドぐらいの大きさじゃないと多目的には使えないのかなと思ひました。

それに伴って、中学校の全体の照明をもう一度洗い直してというか、温泉にある24灯の2本柱のやつが4塔、6灯のやつが3塔ありました。その3塔を中学校に北側に移動できれば、小学校、中学校ともに改善できるように思ひますけれども、その点について意見を伺いたいと思ひます。

町長 中学校の照明については、部活動をするための照明ということではなくて、秋先ぐらいになると後片づけ等ができなくなったり真っ暗になるということがあって、猿羽根山スキー場の照明灯が出てくるのでそれを利用したということであります。教育懇談会でも申し上げましたが、部活動、さらにはクラブ活動を通して照明も要るような活動が、中学校、小学校の活動として必要なかどうかということをお子たちの目線で考えなければいけないのではないかと思います。したがって、中学校、小学校の照明については今のところ設置する考え方はございません。

ただ、今後の情報としましては、部活動の在り方、先生の働き方改革を含めて、今後は地域スポーツクラブが主になるという遠藤先生のお話でありました。そういったことになれば学

校の施設関係も照明等を設置しながらやらなければいけないということではありますが、そういったときに補助制度を国で考えているということでございましたので、そういったときにさせていただきたいと思います。

議長 以上をもって、叶内昌樹君の一般質問を終結いたします。

日程第2 議案第62号 令和2年度舟形町一般会計補正予算（第8号）について

議長 日程第2 議案第62号 令和2年度舟形町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

7番 4ページの歳入で1点。16款県支出金2項県補助金ということで194万3,000円と下の県委託金、これはどんな内容に対しての補助金と委託金なのか質問いたします、歳入に関して。

総務課財政係長 ただいま4ページの16款県支出金に対しての質問ということでございましたのでお答えいたします。まず12ページをご覧くださいと思います。

12ページには、16款県支出金の内訳というものが右側13ページに説明欄という形で明記されており、今回の県補助金の中では、例えば農業費補助金の中で機構集積協力金交付事業費補助金754万9,000円でしたり例えば市町村総合交付金387万円という形で県から補助金を頂く形になってございます。あと細かいものはご覧いただければと思います。

また、3項県委託金につきましては、今年度国勢調査がございましたので、その県からの委託金の増加配分がございましたので、その補正という形で今回計上させていただいておるところでございます。以上です。

7番 分かりました。それで、歳出に移って再質問させていただきます。

歳出が、16ページで説明しますと総務費5目財産管理費の特定財源の中に県支出金ということで363万7,000円があるんですけども、歳出の内訳に財源基金積立金と書かれているわけです。つまり貯金に回しているんですけども、県支出金というのはある程度使い道が決まったもので県から来るものなんじゃないかなと私は思ってきました。それを使わずにそのまま積立金に回すという使い方、これをどう考えているのか。県の職員もいらっしゃいますというか、副町長は県から来ていらっしゃいますので、そういったお金の使い方に関して県の指導とか入らないものなのか、クエスチョンマークがつかないものなのか、そこら辺のところを質問させていただきたいと思います。

総務課財政係長 16ページにございます県支出金363万7,000円を減債基金積立金に充当しているという内容の説明でございます。この充当、県からもらう補助金につきましては、市町村総合交付金というものでございまして、使途が限られているものでございます。県から総合交

付金を頂く際に、メニューとしましては、防災行政無線デジタル化改修工事を昨年したわけなんですけれども、その際に緊急防災減災事業債という事業債を借入れしてございます。その交付税算入率が70%なんでございますけれども、そうすると3割を町負担となるわけでございます。その3割について県で支援をしていただけるという内容が市町村総合交付金のメニューでございまして、防災行政無線デジタル化改修工事で借入れした起債の償還に充てることができるという内容になってございます。

ちょっとページを飛んでいただきますと、一番最後のページで38ページの12款1項公債費の元金、利子それぞれに充当されてございますけれども、これが防災無線デジタル化の今年度の償還分にこれを充当したという内容になってございます。現在のところ据置期間中でありまして、全額を公債費に充当できない場合はどのようにしたらいいかということについて県と相談したところ、減債基金に積んで後年度の償還に充当するというやり方もできるよという指導を仰いでこのような対応をさせていただいたというところでございます。この分については後年度の公債費に順次充当してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

3番 29ページ、7款1項1目で観光総務事業のヒストリックカーミーティングと鮎釣り大会のこれは中止になったので、その減額補正だと思うんですけれども、ヒストリックカーは当初100万円の予算、鮎釣り大会は2万4,000円、102万4,000円になるはずなんですけれども、ヒストリックカーの1万4,000円、ちょっとこれ合わないんですけれども、この1万4,000円は何に使われているのか。

まちづくり課長 ただいまのご質問にお答えします。

ヒストリックカーミーティングの補助金100万円ということで、まず申請を受けて100万円を交付しました。そういったところ、まずはやる予定でいたんですが、コロナウイルス感染症の影響により中止という判断になったものですから、車のオーナー様への中止の案内文書を送っております。それに際しまして郵便料が発生してましたので、その郵便料を実行委員会で使ったと。その残額を戻していただきますので、それを減額という意味で、100万円から郵便料を差し引いた金額が98万6,000円という内容になっております。

議長 ほかにありませんか。

9番 戻っていただいて26ページです。農林関係、6款1項7目、圃場整備の関係ですが、内容が理解できないので教えていただきたいんですが、上の165万円です。主な事業の内容の説明を見ますと圃場整備桧原に係る受益者負担金の町代行徴収分の増とあるのがちょっと意味が分からないので、その辺教えていただきたいと思います。

地域整備課長 県営農地整備事業負担金についてお答えします。

これは桧原地区の負担金でありまして、桧原地区につきましては舟形町土地改良区の受益地

ではないということで、通常、県営事業につきましては土地改良区が受益者から県営事業負担金を受益者から徴収しまして、それで県へ納めているというのが通常の流れでございます。今回、桧原地区につきましては土地改良区が関係しないものですから、町が代行として受益者負担金を徴収して県に納める、県営事業の受益者負担金を県に納めるという流れになります。以上です。

9番 流れは分かりました。165万円増ということで、町が代行したから増になった、この増という意味はどういう増なんですか。当初予定している金額があるはずなんですけれども、町が代行したから増と表現されると、町が代行徴収したのでその分増えたという表現に取れるんですが、そのあたりどうなんでしょうか。

地域整備課長 当初予算では受益者から直接県へ負担金支払いという形で考えておりました、それなものですから当初予算には桧原地区の県営事業の受益者負担金を計上しておりませんでした。事業の流れとして、県と打合せする中で、受益者直接ではちょっと負担金の支払い駄目だということになりまして、町が代行徴収して県へ支払うという形になりましたので、ゼロから165万円の増という形になりました。以上です。

9番 当初予算を取ってなかったんで、予算計上してなかったんで、この分、町が代行することによって、増額ではないんですけども、この分が発生したということなわけですね。

この160何がしというのは、桧原地区の受益者は了解しているといいますか、これくらいわかるんだよというのは分かっているわけですね。

地域整備課長 県営事業の採択時に地元と合意形成がされておまして、負担金については県営事業始まりから終わりまでこれくらいかかるということで了解を得ております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

3番 34、35ページ、10款2項2目、教育振興事業費（小学校）の中で80万1,000円の増額補正していますけれども、内容を見ますと指導用のデジタル教科書の導入に係る増ということで、当初、算数、国語、社会は導入済みなんですけれども、今回国語、理科の導入に係る増ということなんですけれども、この5教科というのは分かっていたのではないのかなと、何で今頃ここでこの2つを導入する、当初から5教科について予算を取っていなかったのかなという質問でございます。

教育課長 デジタル教科書の件ですけれども、学校で今年度ICTの整備、国の交付金事業を活用しまして電子黒板を新たに追加で導入することができました。各教室に配置することができたわけなんですけれども、これを踏まえて学校でもデジタル教科書を使った授業、活動を進めていきたいという要望がその後ございました。年度当初におきましては、国語、理科は入っていなかったんですけれども、こちらについても電子黒板の導入を契機として、できるだけ早い段階で、早めに対応できるのであれば、年度途中ではありますけれども、そういつ

た要望がありましたので、それを踏まえて今回の補正に計上させていただいたということでございます。

3番 要望があつてということですがけれども、この5教科というのは決まり切った教科ではないのかなと私は考えるところでありますので、要望があつたから後で追加でなくて、最初からそれを見越してやるのが本筋ではないのかなと思います。説明は分かりました。

デジタル教科書の単価というのは1教科どのくらいになっていますか。

教育課長 こちらは、国語に関しては1年生から6年生までの6学年分ということで、単価が7万9,200円、それから理科は4学年分、3年生から6年生までということで、単価が8万1,400円になっております。

3番 そうすると今回の国語、理科、これだけで80万1,000円、でなくて、ほかにも入ることですか。というのは、国語6学年までで、この7万9,200円は1学年の単価。国語、全体の学年の単価ではなくて1学年で。理科は4学年。7万9,200円掛ける6、8万1,000円掛ける4で80万1,000円になるんですね。

議長 ほかにありませんか。

4番 30ページ、31ページ、物件移転補助金3,370万円減額の内容をお聞かせください。

地域整備課長 道路新設改良費の補償補填及び賠償金3,370万円の減につきましては、社会資本総合整備事業の中で福寿野岡矢場線の補償費を当初見ていたところなんですけれども、国の予算の決定が少なかったものですから減額という形になっております。以上です。

4番 ということは岡矢場線の事業のお金が減額になったという認識で、分かりました。

議長 ほかにありませんか。

6番 そうしますと岡矢場線の今後の工事の進捗というのはどういう計画になるのでしょうか。要するに、今回こういう予算計上したけれども国から承認が得られなかったということなんでしょうから、今後どういう進め方を行っていくのか。

地域整備課長 令和2年度の予算につきましては福寿野岡矢場線まで予算が回らなかったということでもありますけれども、現在、舟形一の関線の歩道工事、舟形流雪溝の整備工事をしておりまして、まずはその工事の進捗を図り、早期完成を目指しているところでございます。

福寿野岡矢場につきましては、用地の測量まで終わっておりまして、地権者の方から用地確認等をいただいておりますので、来年度から用地関係の買収契約等、あと補償契約等を進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

9番 また戻って26ページです。今度は6款1項12目若あゆ温泉管理費ですが、内容を見ますと財源の組替えのようですが、ここでなぜあえて一般財源から地方債、公債を発行したのかお伺いします。

総務課財政係長 それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず28ページをご覧いただきたいと思うんですが、7款1項5目町おこし事業ということで、ここにふながた若鮎まつり事業がございます。そちらに過疎対策事業債のソフト版というふうなソフト過疎債という事業債がありますけれども、こちらのほう若鮎まつりに充当して当初予算を編成したところがございます。若鮎まつり自体が中止になるという話が県とのヒアリングの際に既に分かっておりましたので、こちらのほう予算から減額して、違う事業に振り向けるということで、県の許可を取ったところがございます。

その事業が、戻っていただきまして26ページにございます若あゆ温泉管理事業でありましたり、それから28ページにございます観光物産センター管理費にそれぞれ充当替えという形で今回の予算で対応させていただいたという内容になってございます。以上です。

9番 そういうからくりは分かりますけれども、例えば若鮎まつりがなくなって、その事業費がなくなったのであれば、それはそれでなしにして、あえてこっちを、何ていいますか、マイナスになったから増やしても大丈夫だというんじゃなくて、舟形町の公債費比率がこういった高いわけだから、何でそこに増やしていくのかなと。これは70%戻りのやつですか。そういう何ていいますか、効果はあるかもしれませんが、あつたとしても借金は借金なわけですから、増えるわけですから、こういう見え方をするのはおかしいんじゃないかなと私は思うんですが、町長、どうでしょうか。

町長 斎藤議員の言われることも大変分かるんですが、一般財源を減らして特定財源をつけていくという財政運営上では必要なことだと思っております。普通交付税であったり税収というものが上がっていかない中で、こういったものを活用して、今まで到底つかなかった管理費というものについて特定財源がつくということについては非常にありがたいことだと思っております。

いずれにしても、どうせ借金をするのであれば見返りのある借金をということが大前提にあるんですけれども、それをさらに包括的に申し上げますと、議員の言われるとおり、公債費というものを減らしていくべきだということで、その方向性には向かっているものの、その中でも財政運営上必要であればこういった起債を発行しながら一般財源を減らしていくということが必要ではないかと。特にコロナの対策費の中で臨時交付金のほかに町でも4,000万円ほどの一般財源を抛出しながら対応しているということを考えてみれば、こういった策もやむを得ないのかなと思っているところでございます。

9番 町長のおっしゃることも分かりますけれども、何かこう、やっていることと、何ていいますか、財源が、限られた財源の中で回していくしかないわけですが、ちょっと違うかなと思って質問したわけでございますので、今後の予算計上の際には十分に検討していただきたいと思えます。

議長 審議の途中でありますけれども、ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時02分 再開

議長 それでは会議を再開いたします。

2番 36、37ページになります。11款2項1目公共土木施設災害復旧費264万円ですけれども、これは内山地区のようですけれども、具体的な内容をお聞きしたいと思います。

地域整備課長 町道紫山内山線の橋梁と道路のちょうど付け根部分の土羽部分ののり面ののり尻が決壊した災害になります。以上です。

2番 これは災害復旧という名前ですけれども、いつの災害で損傷した内容なのかお聞きしたいと思います。

地域整備課長 本年7月の豪雨により被災した災害であろうと思われるんですけれども、いかにせん、のり尻だったものですから、雑草等草の繁茂により発見が遅れて今回の補正となりました。以上です。

議長 ほかにありませんか。

9番 32ページです。8款4項1目住宅管理費でございますが、主な事業の内容を見ますと2点ありますが、1点のほうでございますが、公営住宅法の改正に伴うシステム改修委託料とありますけれども、公営住宅法の改正というのはどんな改正があつて、そのシステムというのはどういうそれに伴つての改修なんでしょうか、お伺いします。

地域整備課長 システムにつきましては、住宅の家賃等を算定請求するシステムでございます。

公営住宅法の改正につきましては、まず家賃は公営住宅法の施行令により各戸の収入等から算定しております。その収入につきまして、給与等の収入からいろいろなものを控除して収入を算出するわけなんですけれども、所得税法の改正によりまして給与所得等の控除額が10万円引き下げられたことに対する不利益軽減として10万円を公営住宅法の施行令で収入から控除するというのが1つと、独り親控除、これも所得税法の改正に伴って独り親控除が新設されたことによる37万円控除という部分、2つの部分なんですけれども、その控除に伴いまして家賃収入を算定するシステムを改修しまして、その2つの控除を算定に加えるような形でシステムを改修するという内容でございます。以上です。

9番 ちょっと難しくて分かんないんですけども、そうしますとこれを見る限りは法の改正に伴うシステム改修ですよ。法に伴う改修ということで、このシステムの委託料というのは国なり県からの補助金というのはいないんですか。単費でやんなくちやいけないんですか。

地域整備課長 これにつきましては町単独の改修費になります。補助事業等はございません。

議長 ほかにありませんか。

6番 26ページ、27ページ、6款1項13目担い手等支援対策事業費755万円、この内容を見ますと機構集積協力金ということなんですけれども、別紙の内容を見ますと小松原田地区の換地処分の完了に伴う増というところで、最終的に換地処分が終わったということは、小松原田地区の全体の面積に対しての集積率が何%だったのか、よって最終的な受益者負担はなしという対応が可能になったのか。

その下の経営転換による農地集積に対する機構集積協力金の増とありますけれども、この経営転換による農地集積、この面積がどの程度あったのか、以上。

地域整備課長 小松原田地区の集積率につきましては現在30.09ヘクタールとなっております。全体面積で46ヘクタールですので65%となっております。

受益者負担につきましては、総事業費の7.5%となっております、小松原田地区の総事業費が約10億円になります。受益者負担については7,500万円ほどになっておりますが、これにつきましては集積達成とともに国からの促進費という形で助成が来ますので、実質的には集積達成すればゼロという形になります。以上です。

農業振興課長 経営転換による農地の集積についてでございますが、経営転換という部分につきましては2種類ございまして、経営の転換とリタイア両方が含まれますが、合わせて13.5ヘクタールとなっております。

6番 そうしますと小松原田地区の受益者負担の7,500万円分については、最終的には、まだ完了してないということなのかなという気がしますが、受益者の負担はゼロになるという前提で考えてよろしいでしょうか。

地域整備課長 集積の達成状況が計画どおり達成が見込まれますので、最終的に県営事業に係る工事費等の受益者負担金はゼロになると考えております。以上です。

6番 経営転換による農地集積の中で、経営転換とリタイアという説明でありましたけれども、13.5ヘクタールに対しての割合というのを教えていただきたいと思います。

農業振興課長 その割合というか、面積でお答えさせていただきます。経営の転換が1.5ヘクタール、残り12ヘクタールがリタイアとなっております。

議長 ほかにありませんか。

9番 また戻って24ページです。3款1項9目、一番上です。細かい数字で申し訳ありませんが、右の25ページの一番上、職員給与事業、介護保険事業ですが、職員手当等25万円ほど増額といますか、計上になってございますが、職員手当については今回軒並み△になっているんですが、この事業だけプラスなんです、何か理由があるんでしょうか。

総務課長 議員ご指摘のとおり、職員手当の補正につきましては、11月30日に開催した臨時議会での人勧であったりそれから9月以降の通勤手当であったり寒冷地手当、扶養手当の異動や錯誤等の調整が入ってきてございます。この補正に関しては、新採職員の手当の分の算定誤

りということがございまして、この分については増額の補正ということでございます。算定を誤ってしまったものですから、この部分プラスになってございます。以上です。

9番 マスクしているものだからよく分かんなかった。新採職員の手当を計上してなかった。もう一回お願いします。

総務課長 新採職員分の手当の計算を誤ってしまって、その不足分が生じてございますので、その分を今回補正させていただくということでございます。

9番 誤ってしまったということは、それはいつ時点で分かったんですか。ほかの事業も全部、精査もう一回しましたか、そのあたり確認します。

総務課長 9月の時点でも人件費については見直しを行ってきてございましたけれども、この部分についてはちょっと見落としがあったということでございます。先ほど申し上げたとおり、9月以降についても通勤手当であったり扶養手当であったりその他の手当についても見直しを行いまして、今回は3月まで不足が生じないようにということで補正を計上してございます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

6番 22ページ、23ページで、2款5項2目各種統計調査費6万3,000円補正しておりますが、今回国勢調査が実施されましたが、その報告については、ネットでの報告とか、書いて回収という方法があったように思いますが、舟形町における回収状況といいますか、この辺はどういう状況なんでしょうか。

総務課長 回収状況というところまで答弁になるかちょっと分かりませんが、まずネットでの回答のパーセントでございすけれども、21.2%がネットでの回答となりました。

統計調査につきましては、10月1日現在の現に舟形町に居住されている方ということで調査を行いまして、先週12月3日に県のヒアリングを受けてございます。数値はまだ公表できる段階にございせんけれども、まずは滞りなく終わっているというところでございます。回収率等については具体的に率として申し上げるところまでは至っていない状況でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。県のヒアリングについては問題なく終わっているという報告を受けているところでございます。以上です。

6番 まだ途中であるということの回答であります、1つだけ確認させていただきたいと思ひます。舟形町全世帯が回収できたのか、ここだけお願いしたいと思ひます。

総務課長 その点についても、まだ確定ということではございせんが、世帯数もまだ公表できていないという状況でございますので、今のところはまだ調査中ということでご理解をいただきたいと思ひます。

議長 ほかにありませんか。

6番 18ページ、19ページ、2款1項20目ふるさとづくり応援事業費ですけれども、補正額ゼロ

ということなんですけれども、説明の欄に行くといろいろプラスになったりマイナスになったりという数字の変動がありますが、ふるさと応援事業のプラスになったりマイナスになったりというところを少し説明をお願いしたいと思います。

まちづくり課長 それでは、ただいまの質問にお答えします。

ふるさと納税の補正については、当初で歳入歳出3億円と計上しておりました。現時点で、11月30日現在で寄附金の額が2億6,600万円を若干上回っております。このままでいきますと3億円は多分超えるんでないかという予想をこちらでは立てております。ただし、これはあくまでも予想であるんですが、もし3億円を超えた場合、返礼品とこちらにあります取扱手数料等々の金額が足りなくなってしまう場合に寄附者の方に返礼品が出せなくなってしまうおそれがあるものですから、それは避けたいといったことで、返礼品の額を上げて、増額補正して、最終的には3億円の目標という歳入歳出は変えないでいるところでした。

再度申し上げますが、3億円を超えたときに返礼品が寄附者の方へやれないということにならないために、3億5,000万円ぐらいを想定した金額で中身を変えている内容です。以上です。

6番 ただいまの回答を聞く限りだと今後増えるであろうということを考えて購入費なり取扱手数料を増やしたということなんですけれども、ちょっと気になるのが一番下の応援基金積立金マイナス2,800万円ということなんですけれども、この取扱いというのは要するに積立てができなくなるということなんですしょうか。

まちづくり課長 一番下の応援基金積立金につきましては、減額補正にしていますが、今申し上げましたように、内容、金額は歳入歳出3億円で合わせておりますので、この基金で3億円に合わせることの調整をさせてもらっているというだけで、3億円を超えた場合は結果的には当然基金に積む金額も出てくるのかなと考えています。あくまでも3億円に合わせたということで、この基金で調整させてもらっている中身です。

6番 大体分かってきましたけれども、3億円を超えれば基金の積立金も増えていくという考え方でいいですか。

まちづくり課長 3億円を超えればその金額に応じまして積立ても変わってくると考えています。

議長 ほかにありませんか。

6番 18、19ページ、2款1項22目、新型コロナ関係で特別定額給付金事業の中で消耗品費250万円の減とありますが、この内容等についてお聞きしたいと思います。

デジタルファースト推進室長 定額給付金の予算につきましては、急に決まったということもありまして、大体概算で予算計上した経過があります。数字の根拠につきましては、国の予算の置き方として1,000世帯から3,000世帯の町村につきましては1,100万円を見ているという標準的なことがありました、事務費については、町としても1,100万円をまず確保して予算を計上したところです。その中身については、職員手当等とか消耗品については流動的な部分があ

りますので、役務費とか郵便料とか決まった金額以外については多めに計上したところがございます。何分どのような消耗品なり時間外がどのぐらい発生するかというのがちょっと読めなかったもんですから、1,100万円の概算に合わせて計上したことによる精査分の減額ということで今回上げさせていただいたところです。

6番 つかみで計上して、確定したから下げたということは分かりますけれども、消耗品費の大きいところというのはどういったことを想定しておったんですか。

デジタルファースト推進室長 大きいところだと個人情報を管理するためのキャビネット、あとは要らない情報、終わった情報を破棄するシュレッダー、あとコロナ禍でしたので、ついで関係等を施設に置きましたし、役場に様々な問合せがあるということで窓口に置かせてもらったところで100万円から200万円ぐらいはというあたりで消化したところがございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決します。議案第62号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第63号 令和2年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)について

議長 日程第3 議案第63号 令和2年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

6番 50ページ、9款1項1目ですか、説明の欄に保険税過誤納還付金30万円とありますが、こういうのが発生した原因と何世帯ぐらい該当者がおったのかお聞きしたいと思います。

住民税務課長 ただいまのご質問にお答えします。

今回補正につきましては、平成30年から社会保険に加入していた届出が令和2年度に1件ございます。その金額が36万5,700円、この増減のための補正をさせていただきます。そのほか、今

まで社会保険だったという届けの方が全部で12名の方がいらっしゃいますので、その分も合わせますと不足するというので30万円計上させていただいております。

6番 そうしますと町側の間違いではなくて、あくまで加入されている方々が社会保険に入っているにもかかわらず健康保険税も払っておったということで、こういうことが起きたという理解でいいですか。

住民税務課長 議員のおっしゃるとおりでございます、そのほか過年度分の所得を修正された方が1名ございますので、その方の分につきましても還付してございます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決します。議案第63号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第64号 令和2年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について

議長 日程第4 議案第64号 令和2年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決します。議案第64号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第65号 令和2年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について

議長 日程第5 議案第65号 令和2年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます

総務課財政係長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

9番 それでは、76ページです。5款3項6目ですか、一番下でございます。生活支援体制整備事業費マイナス284万1,000円、内容を見ますと会計年度任用職員の報酬でございます。そうしますと、これは何名か年度中に人員が減ったということによろしいでしょうか。

健康福祉課長 ただいまの介護保険生活支援体制整備事業につきましては、地域包括支援センターの職員として3月まで臨時職員でおられました方に新生活支援員ということで委嘱しておったんですけれども、3月で退職されたということになりました。4月からということで新しい人ということで探したんですけれども適任者がおらず、その部分については地域包括支援センターにいる保健師が兼務する形で4月から任務に就いておりますので、その部分についての1人分の職員分について今回減額を計上させていただいたところであります。

9番 そうしますと今は包括支援センターの方が兼務されているということですが、そういう体制でこの事業は十分にやっていけるということ、今後、来年度以降についてはどのように考えていますか。

健康福祉課長 現在、保健師が兼務して事業に当たっているんですけれども、議員おっしゃるように決して十分にできているという状態ではないと思っておりますので、ずっと適任者を探しているところでありますけれども、ハローワークなどにも求人を出しているところでありますけれども、なかなか適任者がおらないということで、今年度については兼務体制で3月まで、4月からにつきましてはまた新しい人を探すべく今努力してございますので、ここの分につきましては4月からぜひ補充をして体制を整えて事業に当たりたいと考えております。

9番 特にこの仕事については、今コロナということもあって大変な仕事の量といいますか、内容にもなっているんじゃないかなと思っておるところでございますので、ぜひ適任者を採用していただければと思っておるところでございます。

なお、この事業に携わる、探している方については資格というのは何か要るのでしょうか。

健康福祉課長 このもの自体については必要な資格というものはございませんけれども、ただ地域包括支援センター内の職員ということを鑑みまして、高齢者の方に当たっていただくとい

うことで、主任ケアマネジャーであったりとか社会福祉士関係の資格保持者ということで当たっているところがございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決します。議案第65号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

本日の日程はこれをもって全て終了いたしました。

明日は午後1時より再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時43分 散会

令和2年12月10日（木曜日）

第4回舟形町議会定例会会議録

（第3日目）

令和2年舟形町議会第4回定例会第3日目

令和2年12月10日（木）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森富広	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤雅博
副町長	菅原正春	総務課財政係長	八畝幸仁
会計管理者	須貝孝子	デジタルファースト推進室長	沼澤一征
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	小野芳喜	教育長	伊藤幸一
まちづくり課長	曾根田健	教育課長	鍛冶紀邦
健康福祉課長	沼澤伸一	代表監査委員	齊藤徹
住民税務課長	伊藤茂樹	監査委員事務局長	相馬昇
地域整備課長	伊藤秀樹		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	相馬昇	主事	伊藤優
--------	-----	----	-----

議事日程

- 日程第1 議案第66号 舟形町議会議員及び舟形町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の設定について
- 日程第2 議案第67号 舟形町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第68号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第69号 最上圏域下水道共同管理協議会規約の変更について

日程第5 発委第 1号 舟形町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 発委第 2号 舟形町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第7 委員会付託の審査報告

陳情第 3号 長尾地区道路についての陳情

陳情第 4号 共生の実現に向けた障がい者差別解消条例の制定についての陳情

陳情第 5号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための
意見書の提出についての陳情

日程第8 閉会中の所管事務調査報告

総務文教常任委員会

産業振興常任委員会

追加日程第1 発議第9号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るため
の意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時00分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

**日程第1 議案第66号 舟形町議会議員及び舟形町長の選挙における選挙運動の公営に関する
条例の設定について**

議長 日程第7 議案第66号 舟形町議会議員及び舟形町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

7番 それでは1点だけ、ここに記載がないところで、供託金の供託場所なんですけれども、町の指定金融機関とか県の指定金融機関とかっていう供託先があると思うんですけれども、こういった舟形町の町村議員の場合はその供託先の金融機関はどこになるのか、その質問をいたします。

総務課長 このたび条例で設定される、公職選挙法で改正される供託金につきましては、最上郡内と言うと山形銀行になります。市中銀行ではそのほかJAとかの金融機関でなくて、ここら辺では山形銀行になります。以上です。

7番 そうしますと、それは通帳がなくても大丈夫なんでしょうか、それとも通帳を作っておかないと供託できないものなのか、そこら辺のところ再度質問いたします。

総務課長 まず、現金で大丈夫ということと、小切手等でも行うことができると理解してございます。なお、町長選挙で供託金が既にあります町長からご助言があればお願いします。

町長 山形銀行にお金をお支払いして証明書を出していただいて、それを持って新庄市の法務局に行って届出をします。法務局からの書類を持って選管に提出するという形になります。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決します。議案第66号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第67号 舟形町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する
条例の制定について

議長 日程第2 議案第67号 舟形町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

9番 ちょっと難しくて分からないので確認しますが、提案理由からまず伺います。

提案理由に、延滞金の割合等の見直し、「等」が入っているからちょっとあやふやですが、割合の見直しと表現していますが、延滞金そのものは変わらないですね。この表現ちょっとおかしいと私は思うので、割合の見直しというからややこしくなるんであって、特例基準割合から延滞金特例基準割合に変わるけれども、その内容については、その割合については全然変わらないですね。これは文言の変更じゃないですか。

総務課長 議員ご指摘のとおりでございます。

9番 もうちょっと分からないので伺いますが、この中に特例基準割合が出ていますが、「特例基準割合が7.3%の割合に満たない場合はその年中において」云々とありますが、7.3%の割合を超えてしまうということは、すぐはないかもしれませんが、超えた場合はどうなるんですか。

住民税務課長 7.3%を超した場合につきましては7.3%で計算いたします。

9番 そうすると特例じゃなくて、7.3%そのものが適用になるということによろしいですか。

じゃもう1点、よく分かんないんですけども、平均貸付割合、年1%プラスとあるんですけども、平均貸付割合の公表といいますか、それは前々年度の何か難しいのがちょっとあったんですが、この平均貸付割合の出し方と公表の仕方をお伺いします。

住民税務課長 平均割合につきましては、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付けの平均利率、当該貸付けにおいて銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る）の利率の平均をいまして、その計を12で除した割合として、各年の前年の12月15日まで財務大臣が告知したものになります。すいません、これは旧の部分です。

新しい部分につきましては、各年の前々年の9月から前年の9月までの各月における短期貸付平均利率（当該各月）において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る）に係る利率の平均をいまして、その計を12で除して計算した割合として、各年の前

年の11月30日までに財務大臣が告知する割合となります。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決します。議案第67号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第68号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第3 議案第68号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

9番 ちょっとまた分からなくて申し訳ないんだけど、貸借対照表でお伺いします。

貸借対照表の9ページ、ずっと上から見たんだけど、ここだけよく分からないんだけど、9ページに公的年金等に係る所得に係る国民年金保険税の課税の特例という条項がございます。その条項の次、10ページから、ちょっとめくっていただいて、10ページの頭からいくと「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額とあるは、法第703条の5に規定する総所得」、括弧省略します、ずっと後ろに飛んで「及び山林所得金額と」、この言い回しがちょっと分からないんだけど、何て言えばいいのかな、2行目の「総所得金額及び山林所得金額と」という、この「と」はどこを示しているのかなと思って、そこがよく分かんないんだけど。その次の「110万円とあるは125万円に見る」という言い方は分かるんだけど、その前段の「総所得及び山林所得と」というのはどういうことを意味しているのか、よく理解、私だけ分かんないのかもしれないけれども。この2行目の括弧があるので違うという意味なのかな。なという言い方ちょっと失礼しました。同じことを言っていますよね、1行目の「総所得金額及び山林所得金額とあるは」、そこの括弧を飛ばして、最後に行くと「とあるは、法第307条の5に規定する総所得及び山林所得金額と」というのは、どういうふうに。前段のやつは括弧の中で所得税法35条云々と言っているのを、そ

れがない、何と申しますか、総所得及び山林所得に見るという意味なんではないか。言っていること分からないですか。分からない。後段の「及び山林所得金額」という「と」はどこを指してんのかなと思って。

副町長 技術的な読替えに関する規定であると思いますがけれども、かぎ括弧でくくった部分、何々とあるのは何々と、何々とあるのは何々とするという読替えの規定という趣旨でございますので、かぎ括弧でくくられている部分が非常に長くて分かりにくくなっているのかと思いますけれども、括弧書きの部分は変わっておりませんので、「及び山林所得金額」というのがそれぞれ読替え前と読替え後の規定に加わったという部分が改正ということでございますので、ちょっと技術的な改正という形になっているかと思えます。

9番 そういう読替えの部分だと思いますけれども、だから1行目の「総所得金額及び山林所得金額とあるを」そのものを2行目の「総所得金額及び山林所得」に読み替えるんでしょう。ただ、1行目と最後のくぐりが違うのは、2行目の括弧がある分、そこが違うから、その部分を読み替えるということなんですか。

副町長 そのとおりでございます。この括弧書きの部分が入ってくるということが読替え前と読替え後では違ってくるということでございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決します。議案第68号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第69号 最上圏域下水道共同管理協議会規約の変更について

議長 日程第4 議案第69号 最上圏域下水道共同管理協議会規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

7番 当然このようにしたほうがいいんだろうなという妥当な内容になったかなと思うんですけど

れども、この協議会の中で、もう少し、どういう話し合いがなされたのか、協議会で話し合われた内容に基づいて変更になったと思うんですけども、その協議会の内容の中で単なる事務局提案によって協議会の皆さんがこういったものに賛成してきたのか、少しその協議会の内容、話し合われた内容をお知らせいただきたいと思います。

地域整備課長 負担割合の変更につきましては、今回の改正にも書かれてあるとおり、指標となる数値基準としまして、処理施設能力割、現有処理施設能力割、または計画汚水量割、処理施設能力割、3種類ぐらいの数値基準をもっているいろいろシミュレーションした結果という形になります。業務費は、市町村への案分方法の改正ですので、どこかの市町村が多くなれば必ずどこかの市町村が少なくなるという形になってきます。下水道事業計画の変更に伴う改正という前提条件の中で、今回は委託費の積算過程も併せて見直ししまして、市町村負担が今年度より増えないようにした結果であります。

なお、協議会総会においては、今回の改正で不合理、不平等がないかどうかを今後も検証していくと聞いております。以上です。

7番 という内容を協議会で協議したと思っていいわけですね。ならいいんですけども、市町村が平等に、より平等になるようにという見方、それは今課長が説明しましたよね、より負担が減るようにと言ったんですけども。

下水道のこういう見直しをしたという一因の中に、今後下水道が増えてきているとか増える見込みというところも入っているのかどうか再質問いたします。

地域整備課長 今回につきましては、下水道事業計画それぞれ市町村で変更しておるんですけども、変更につきましては平成29年度頃に変更しております。新庄市につきましては下水道エリアを減らして、浄化槽エリアとしているような状況でございます。ほかの地域につきましても能力を減らしたりということで、下水道エリアが今後増えてくるというのはちょっと想定できないかなと考えております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決します。議案第69号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者挙手)

議長 起立多数です。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第5 発委第1号 舟形町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 発委第2号 舟形町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議長 日程第5 発委第1号 舟形町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について及び
日程第6 発委第2号 舟形町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての2件を
一括議題といたします。

発委第1及び発委第2号については、関連がありますので、一括提案、審議をし、採決につ
いては各個別に採決することといたします。

提案理由の説明を求めます。

議会活性化特別委員会委員長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより個々の議案ごとに採決をいたします。

初めに、発委第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7 委員会付託の審査報告

議長 日程第7 委員会付託の審査報告を議題といたします。

陳情第3号 長尾地区道路についての陳情、陳情第4号 共生の実現に向けた障がい者差別
解消条例の制定についての陳情、陳情第5号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいの
ちと健康を守るための意見書の提出についての陳情、初めに陳情第3号について、石山産業
振興常任委員長の報告を求めます。

産業振興常任委員長 それでは報告いたします。

令和2年12月10日 舟形町議会議長殿。産業振興常任委員会委員長。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

受理番号、陳情第3号 付託年月日・令和2年9月2日。件名・長尾地区道路についての陳情。審査結果・採択。

以上になります。

議長 次に、陳情第4号、陳情第5号の2件については、一括して佐藤総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 令和2年12月10日 舟形町議会議長殿。総務文教常任委員会委員長。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

受理番号、陳情第4号 付託年月日・令和2年12月8日。件名・共生の実現に向けた障がい者差別解消条例の制定についての陳情。審査結果・採択。

受理番号、陳情第5号 付託年月日・令和2年12月8日。件名・安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についての陳情。審査結果・採択。

以上です。

議長 これより陳情第3号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

陳情第3号は委員長報告のとおり採択と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第4号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

陳情第4号は委員長報告のとおり採択と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

次に、陳情第5号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

陳情第5号は委員長報告のとおり採択と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

ここで文書配付のため暫時休憩をいたします。

午後2時02分 休憩

午後2時02分 再開

議長 それでは会議を再開いたします。

ここで本日の日程の追加についてお諮りいたします。

ただいまお手元に配付いたしました議事案件を追加議事日程のとおり本日の日程に追加したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本日の日程に追加することに決定をいたしました。

追加日程第1 発議第9号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について

議長 追加日程第1 発議第9号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

9番 発議第9号、令和2年12月10日、舟形町議会議長殿。提出者・舟形町議会議員佐藤広幸、賛成者・舟形町議会議員伊藤欽一。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について上記議案を、別紙のとおり地方自治法第99条並びに舟形町議会会議規則第13条第1項及び第

2項の規定により提出します。

提案理由

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

以上の趣旨から、国民が安心して暮らせる社会実現のために別紙意見書を提出するものです。

内容は事務局から説明していただきます。

議長 それでは、意見書の内容について、議会議務局長より朗読を願います。

議会議務局長 それでは朗読いたします。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を及ぼしました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これら諸問題の背景には、90年代から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

以上の趣旨から、下記事項について国に要望します。

1. 今後も発生が予想される新たな感染症対策などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。
2. 公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の実情を踏まえた医療体制の充実を図ること。
3. 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。
4. 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。
5. 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月10日、山形県舟形町議会議長

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

財 務 大 臣 殿

総 務 大 臣 殿

以上でございます。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第9号を採決します。発議第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

日程第8 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第8、閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。

初めに、佐藤広幸総務文教常任委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長 令和2年12月10日 舟形町議会議長殿。総務文教常任委員会委員長。

所管事務調査報告書。総務文教常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 令和2年11月17日(火)

2. 調査内容 新型コロナウイルス感染症により影響のあった事業及び中止した事業の調査

○所管する課担当者からの説明

(1)影響のあった事業

- ・総務課 職員研修事業は研修会の延期や中止
- ・健康福祉課 母子検診、各種検診、介護予防教室などは延期または自粛
- ・住民税務課 町総合防災訓練は規模縮小で実施
- ・教育課 成人式を延期し令和3年1月10日に実施予定

(2)中止した事業

- ・健康福祉課 高齢者祝賀事業、糖尿病総合対策支援事業、リハビリテーション活動支援事業、百歳体操体力測定の中止等

- ・住民税務課 春季消防演習事業、町操法大会外4事業
- ・教育課 教育振興事業（小学校、中学校分）、児童交流学習事業、芸能フェスティバル事業、各種スポーツ活動推進事業等

(3)所感

新型コロナウイルス感染症防止対策のため、事業実施について国・県の指導及び町におけるコロナ感染防止対策を見据えるなど、担当課職員の苦慮がうかがわれた。

今後の対策が必要とされる案件として、高齢者の体力、身体機能の維持、子供たちの学力及び心の発達や体力の低下などへの影響、消防ポンプの操作方法等、有事の際に必要な技術を習得することの重要性等、影響あるものと余り影響がないものとの事業区別を見極め、新型コロナウイルス感染防止対策をした形での事業実施を望みます。

以上です。

議長 ただいまの総務文教常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、石山和春産業振興常任委員長より報告を求めます。

産業振興常任委員長 令和2年12月10日 舟形町議会議長殿。産業振興常任委員会委員長。

所管事務調査報告書。産業振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 令和2年11月12日（木）
2. 調査内容 現地調査（危険ブロック塀の調査）

(1)調査場所

- ①危険度が高い6件のうち2件は令和元年、令和2年にそれぞれ撤去済み。
- ②残り4件の現地調査を実施（富田二1件、福寿野2件、長沢二1件）

(2)地域整備課より説明

- ①ブロック塀に関する建築基準法関係について
- ②ブロック塀の危険性や倒壊した場合の責任について
- ③基準外のブロック塀について（規制と現状）
- ④注意喚起の方法と所有者の法的責任について
- ⑤ブロック塀の点検のチェックポイントについて

ア. 塀の高さは地盤から2.2メートル以下か。

イ. 塀の厚さは10センチ以上か。

（塀の高さが2メートル超2.2メートル以下の場合は15センチ以上）

ウ. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2メートル超の場合）

エ. コンクリートの基礎があるか。

オ. 塀に傾き、ひび割れはないか。

カ. 塀に鉄筋は入っているか。（専門家に相談）

（ア）アからオの1つでも不適合があれば危険なので、改善が必要。

（イ）外観でアからオを確認し、1つでも不適合がある場合、専門家に相談。

(3)今後の課題

- ①危険ブロック塀の撤去工事は高額な費用が発生する機会が多いことから、その促進を図るため、補助率のアップ等を検討すべきである。
- ②危険ブロック塀を放置し、実際に倒壊事故が起きた場合、民事上の賠償責任のみならず、刑事の法的責任が生じることがある旨を所有者に説明し、自己責任についての周知が重要である。
- ③現地調査したブロック塀の状態は、亀裂、傾きが見られ、危険度が高く、撤去工事までの間、安全対策が必要である。

以上です。

議長 ただいまの産業振興常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定をいたしました。

議長 これをもちまして、12月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。

町長よりお礼の申出がありますのでお受けします。

町長 まずもって、先ほど7番議員の質問に補足で説明をした際に、山形銀行、それから法務局という順番を申し上げましたが、法務局が最初で、その書類を持って山形銀行に行って、また法務局に行くという流れでございましたので、その点を付け加えさせていただきたいと思っております。

それでは、令和2年第4回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

12月8日から3日間の日程で、令和2年度一般会計補正予算、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険特別会計等予算の補正が4件、舟形町議会議員及び舟形町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の設定が1件、舟形町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例、舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例等条例の制定が2件、最上圏域下水道共同管理協議会規約の変更について等合計8件につきまして、満場一致でご決議賜りまして、御礼を申し上げます。

一般質問やご審議の中で賜りました建設的なご提言は真摯に受け止めまして、行政運営に努めてまいりたいと考えております。

初雪はまだありますが、朝晩の冷え込みが厳しくなっております。議員各位におかれましては、年末でお忙しくなる時期となりますので、健康とコロナ感染症にはくれぐれもご留意いただきまして、舟形町発展のため、引き続き特段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。3日間ありがとうございました。

議長 これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

令和2年第4回舟形町議会定例会を閉会いたします。

3日間にわたる慎重審議、大変ご苦労さまでした。

午後2時19分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 欽 太

署 名 議 員 荒 澤 広 光

署 名 議 員 佐 藤 広 幸